

は最低 50ha の伐採事業が環境影響評価の対象となっており、規模や内容に応じて MARD や CPC 等異なる行政機関等から環境影響評価報告書の承認決定を得る必要がある。また、これとは別に、すべての環境影響評価要件が満たされていることの報告書 (EIA Report) を天然資源・環境省が作成する。

表 4.3.9 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	環境影響評価報告書の承認決定
2	天然資源・環境省が作成した EIA Report

④安全衛生

安全衛生については主として労働法 (10/2012/QH13)²⁷、社会保険法 (58/2014/QH13)²⁸、健康保険法 (25/2008/QH12)²⁹により定められている。

伐採などの林業活動において使用する機材の訓練要件及び個人用防護具の使用についての要件も法律で詳述されている。森林所有者はこれら訓練の記録を保管し、その情報を森林保護局に提供する必要がある。省の労働組合は、訓練及び個人用防護具の要件の遵守を検査する。

合法性確認に関連した情報として、各企業が保持する雇用契約書、労働組合の年次検査結果が挙げられる。また、雇用条件については、企業が作成した労働衛生計画、3 ヶ月以上の契約を持つ従業員への社会保険、健康保険及び失業保険の記録を確認すると同時に、それらの支払い記録によって確認できる。

表 4.3.10 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	雇用契約書
2	労働組合の年次検査結果
3	各種保険の支払記録 ⇒社会保険、健康保険、失業保険

⑤合法的な雇用

合法的な雇用は労働法により定められている。同法においては、被雇用者、職業訓練、最低労働年齢及び被雇用者の権利についての要件を定めている。また社会保険法において、雇用者が被雇用者に対して十分な社会保険に加入することを求めている。労働法において

²⁷ Bộ Luật lao động (<http://www.boluatlaodong.com/>)

²⁸ Luật Bảo hiểm xã hội (<http://www.vbpl.vn/bacninh/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=46744>)

²⁹ Luật Bảo hiểm y tế (http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?mode=detail&document_id=81142)

は、すべての労働者が労働組合員になる事を認めており、雇用者は加入を認める義務がある。国営企業の被雇用者は労働組合に加入する義務がある。

これらに係る合法性に関連する書類としては、雇用契約書、労働組合の有無、人材派遣会社が作成する労働安全計画、社会保険、健康保険、失業保険の支払い記録がある。

表 4.3.11 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	雇用契約書
2	労働組合の存在 ⇒組合費の支払者リストに名前が含まれていること
3	人材派遣会社が作成する労働安全計画
4	各種保険の支払記録 ⇒社会保険、健康保険、失業保険

(4) 第三者の権利

①慣習的な権利

2013年に改定された土地法第27条において、少数民族が地域の文化習慣に従い、国有地を利用することが認められた。一方で、慣習的な権利については法令で正式に認められていない。

②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

ベトナム政府は REDD+³⁰の取り組みにおいて自由かつ事前の情報を与えた上での合意（FPIC）を検討しているとの情報があるが、本項目にかかる準拠法は確認できておらず、情報も限られている。

③先住民族の権利

Oanh (2012)³¹によれば、ベトナムの人口の14%は50の民族に分けられる。白石及び三島 (2013)³²によればベトナムの文化遺産法において民族グループの伝統的習慣を認めている。2003年の旧土地法ではコミュニティに対して土地を配分することを認めており、

³⁰ REDD+: Reducing emissions from deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries の略。途上国における森林現象・劣化の抑制や持続可能な森林経営により温室効果ガス排出量を削減および吸収量を増大させる取り組み。

³¹ Oanh, L. T. (2012). Socialist Republic of Vietnam, Country Technical Noted on Indigenous People's Issues (<https://www.ifad.org/documents/10180/def3023-40cb-4d44-a6b1-291dfb6e6361>)

³² 白石昌也、三田翔平 (2013)、翻訳：「ベトナム文化遺産法」(2001)、同「修正法」(2009) (file:///C:/Users/H.Hashiguchi/Downloads/AjiaTaiheiyoTokyu_21_Shiraishi2.pdf)

2013年に改定された新土地法においては、少数民族が地域の文化や習慣に従い、国有地を利用することを認めている。

一方で、ベトナム政府は少数民族を先住民であるとは認めておらず、Trung and Genotiva (2010)³³によれば、上記の土地法は実際には土地に対する正式な権利を与えるものではないと報告している。

(5) 貿易と輸送

① 樹種、量、品質の分類

1977年に規定されたベトナム国における木材の分類を定めた決定(2198/CNR)³⁴により、8つの木材グループに分類(表 4.3.12)されており、伐採された木材は同決定に従って分類される必要がある。

表 4.3.12 木材グループ

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
グループ I			
1	Bàng Lang cườm	<i>Lagerstroemia angustifolia</i> Pierre	
2	Cẩm lai	<i>Dalbergia Oliverii</i> Gamble	
3	Cẩm lai Bà Rịa	<i>Dalbergia bariensis</i> Pierre	
4	Cẩm lai Đồng Nai	<i>Dalbergia dongnaiensis</i> Pierre	
5	Cẩm liên	<i>Pantacme siamensis</i> Kurz	Cà gản
6	Cẩm thị	<i>Diospyros siamensis</i> Warb	
7	Dáng hương	<i>Pterocarpus pedatus</i> Pierre	
8	Dáng hương căm-bốt	<i>Pterocarpus cambodianus</i> Pierre	
9	Dáng hương mắt chim	<i>Pterocarpus indicus</i> Willd	
10	Dáng hương quả lớn	<i>Pterocarpus macrocarpus</i> Kurz	
11	Du sam	<i>Keteleeria davidiana</i>	Ngô tùng
		<i>Bertris Beissn</i>	
12	Du sam Cao Bằng	<i>Keteleeria calcaria</i> Ching	
13	Gỗ đỏ	<i>Pahudia cochinchinensis</i>	Hồ bì
		<i>Pierre</i>	Cà te
14	Gụ	<i>Sindora maritima</i> Pierre	
15	Gụ mật	<i>Sindora cochinchinensis</i> Baill	Gỗ mật
16	Gụ lau	<i>Sindora tonkinensis</i> A.Chev	Gỗ lau
17	Hoàng đàn	<i>Cupressus funebris</i> Endl	
18	Huệ mộc	<i>Dalbergia sp</i>	

³³ Trung, L. T., Genotiva, O. M. (2010). Recognizing Ethnic Minorities Customary Land Rights in Vietnam and the Philippines. (<http://landportal.info/resource/customary-land-rights/recognizing-ethnic-minorities-customary-land-rights-vietnam-and-phili>)

³⁴ Quyết định của bộ Lâm Nghiệp số 2198/CNR ngày 26 tháng 11 năm 1977 ban hành bảng phân loại tạm thời các loại gỗ sử dụng thông nhất trong cả nước (http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=1582)

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
19	Huỳnh đường	<i>Disoxylon loureiri</i> Pierre	
20	Hương tía	<i>Pterocarpus</i> sp	
21	Lát hoa	<i>Chukrasia tabularis</i> A.Juss	
22	Lát da đồng	<i>Chukrasia</i> sp	
23	Lát chun	<i>Chukrasia</i> sp	
24	Lát xanh	<i>Chukrasia</i> var. <i>quadri-valvis</i> Pell	
25	Lát lông	<i>Chukrasia</i> var. <i>velutina</i> King	
26	Mạy lay	<i>Sideroxylon eburneum</i> A.Chev.	
27	Mun sừng	<i>Diospyros mun</i> H.Lec	
28	Mun sọc	<i>Diospyros</i> sp	
29	Muồng đen	<i>Cassia siamea</i> lamk	
30	Ơ mu	<i>Fokienia hodginsii</i> A.Henry et thomas	
31	Sa mu dầu	<i>Cunninghamia konishii</i> Hayata	
32	Sơn huyết	<i>Melanorrhoea laccifera</i> Pierre	
33	Sưa	<i>Dalbergia tonkinensis</i> Prain	
34	Thông ré	<i>Ducampopinus krempfii</i> H.Lec	
35	Thông tre	<i>Podocarpus neriiifolius</i> D.Don	
36	Trai (Nam Bộ)	<i>Fugraea fragrans</i> Roxb.	
37	Trắc Nam Bộ	<i>Dalbergia cochinchinensis</i> Pierre	
38	Trắc đen	<i>Dalbergia nigra</i> Allen	
39	Trắc căm bột	<i>Dalbergia cambodiana</i> Pierre	
40	Trâm hương	<i>Aquilaria Agallocha</i> Roxb.	
41	Trắc vàng	<i>Dalbergia fusca</i> Pierre	
グループ II			
1	Cầm xe	<i>Xylia dolabriformis</i> Benth.	
2	Da đá	<i>Xylia kerrii</i> Craib et Hutchin	
3	Dầu đen	<i>Dipterocarpus</i> sp	
4	Dinh	<i>Markhamia stipulata</i> Seem	
5	Dinh gan gà	<i>Markhamia</i> sp.	
6	Dinh khét	<i>Radermachera alata</i> P.Dop	
7	Dinh mật	<i>Spuchodeopsis collignonii</i> P.Dop	
8	Dinh thối	<i>Hexaneurocarpon brilletii</i> P.Dop	
9	Dinh vàng	<i>Haplophragma serratum</i> P.Dop	
10	Dinh vàng Hòa Bình	<i>Haplophragma hoabiensis</i>	
		<i>P.Dop</i>	
11	Dinh xanh	<i>Radermachera brilletii</i> P.Dop	
12	Lim xanh	<i>Erythrophloeum fordii</i> Oliv.	
13	Nghiến	<i>Parapentace tonkinensis</i> Gagnep	Kiên
14	Kiên kiên	<i>Hopea pierrei</i> Hance	(Phía Nam)
15	Săng đảo	<i>Hopea ferrea</i> Pierre	
16	Sao xanh	<i>Homalium caryophyllaceum</i> Benth.	Nạp ốc
17	Sến mật	<i>Fassia pasquieri</i> H.Lec	
18	Sến cát	<i>Fosree cochinchinensis</i> Pierre	
19	Sến trắng		

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
20	Tầu mật	<i>Vatica tonkinensis A. chev.</i>	
21	Tầu núi	<i>Vatica thorelii Pierre</i>	
22	Tầu nước	<i>Vatica philastreana Pierre</i>	
23	Tầu mắt quý	<i>Hopea sp</i>	
24	Trai ly	<i>Garcimia fagraceoides A. Chev</i>	
25	Xoay	<i>Dialium cochinchinensis Pierre</i>	Nai sai mét
26	Vấp	<i>Mesua ferrea Linn</i>	Đôi
グループ III			
1	Bàng lang nước	<i>Lagerstroemia flos-reginae Retz</i>	
2	Bàng lang tía	<i>Lagerstroemia loudoni Taijm</i>	
3	Bình linh	<i>Vitex pubescens Vahl.</i>	
4	Cà chắc	<i>Shorea Obtusa Wall</i>	Cà chí
5	Cà ôi	<i>Castanopsis indica A.DC.</i>	
6	Chai	<i>Shorea vulgaris Pierre</i>	
7	Chò chí	<i>Parashorea stellata Kury.</i>	
8	Chò chai	<i>Shorea thorelii Pierre</i>	
9	Chua khét	<i>Chukrasia sp</i>	
10	Chự	<i>Litsea longipes Meissn</i>	Dự
11	Chiêu liêu xanh	<i>Terminalia chebula Retz</i>	
12	Dâu vàng		
13	Huỳnh	<i>Heritiera cochinchinensis Kost</i>	Huần
14	Lát khét	<i>Chukrasia sp</i>	
15	Lau tầu	<i>Vatica dyeri King</i>	
16	Loại thụ	<i>Pterocarpus sp</i>	
17	Re mít	<i>Actinodaphne sinensis Benth</i>	
18	Săng lê	<i>Lagerstroemia tomentosa Presl</i>	
19	Sao đen	<i>Tepana odorata Roxb</i>	
20	Sao hải nam	<i>Hopea hainanensis Merr et Chun</i>	Sao lá to (Kiến kiến Nghệ Tĩnh)
21	Tếch	<i>Tectona grandis Linn</i>	Gia ty
22	Trường mật	<i>Paviesia anamonsis</i>	
23	Trường chua	<i>Nephelium chryseum</i>	
24	Vên vên vàng	<i>Shorea hypochra Hance</i>	Dên Dên
グループ IV			
1	Bời lời	<i>Litsea laucilimba</i>	
2	Bời lời vàng	<i>Litsea Vang H.Lec.</i>	
3	Cà duối	<i>Cyanodaphne cuneata Bl.</i>	
4	Chặc khế	<i>Disoxylon translucidum Pierre</i>	
5	Chau chau	<i>Elacorarpus tomentosus DC</i>	Côm lông
6	Dầu mít	<i>Dipterocarpus artocarpifolius Pierre</i>	
7	Dầu lông	<i>Dipterocarpus sp</i>	
8	Dầu song nạng	<i>Dipterocarpus dyeri Pierre</i>	
9	Dầu trà beng	<i>Dipterocarpus obtusifolius Teysm</i>	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
10	Gội nếp	<i>Aglaia gigantea</i> Pellegrin	
11	Gội trung bộ	<i>Aglaia annamensis</i> Pellegrin	
12	Gội dầu	<i>Aphanamixis polystachya</i> J.V.Parker	
13	Giỏi	<i>Talauma giỏi</i> A.Chev.	
14	Hà nu	<i>Ixonanthes cochinchinensis</i> Pierre	
15	Hồng tùng	<i>Darydium pierrei</i> Hickel	Hoàng
			đàn gia
16	Kim giao	<i>Podocarpus Wallichianus</i> Presl.	
17	Kháo tía	<i>Machilus odoratissima</i> Nees.	Re vàng
18	Kháo dầu	<i>Nothophoebe</i> sp.	
19	Long não	<i>Cinamomum camphora</i> Nees	Dạ hương
20	Mít	<i>Artocarpus integrifolia</i> Linn	
21	Mỡ	<i>Manglietia glauca</i> Anet.	
22	Re hương	<i>Cinamomum parthenoxylon</i> Meissn.	
23	Re xanh	<i>Cinamomum tonkinensis</i> Pitard	Nhè xanh
24	Re đỏ	<i>Cinamomum tetragonum</i> A.Chev.	
25	Re gừng	<i>Litsea annanensis</i> H.Lec.	
26	Sến bo bo	<i>Shorea hypochra</i> Hance	
27	Sến đỏ	<i>Shorea harmandi</i> Pierre	
28	Su	<i>Phoebe cuneata</i> Bl.	
29	So đo công	<i>Brownlowia denysiana</i> Pierre	Lo bò
30	Thông ba lá	<i>Pinus khasya</i> Royle	Ngó 3 lá
31	Thông nang	<i>Podocarpus imbricatus</i> Bl	Bạch tùng
32	Vàng tâm	<i>Manglietia fordiana</i> Oliv.	
33	Viết	<i>Madiuca elliptica</i> (Pierre ex Dubard) H.J.Lam.	
34	Vên vên	<i>Anisoptera cochinchinensis</i> Pierre	
グループ V			
1	Bán xe	<i>Albizzia lucida</i> Benth.	
2	Bời lời giấy	<i>Litsea polyantha</i> Juss.	
3	Ca bu	<i>Pleurostylla opposita</i> Merr. et Mat.	
4	Chò lông	<i>Dipterocarpus pilosus</i> Roxb.	
5	Chò xanh	<i>Terminalia myriocarpa</i> Henrila	
6	Chò xốt	<i>Schima crenata</i> Korth.	
7	Chôm chôm	<i>Nephelium bassacense</i> Pierre	
8	Chùm bao	<i>Hydnocarpus anthelminthica</i> Pierre	
9	Cồng tía	<i>Callophyllum saigonensis</i> Pierre	
10	Cồng trắng	<i>Callophyllum dryobalanoides</i> Pierre	
11	Cồng chìm	<i>Callophyllum</i> sp.	
12	Dái ngựa	<i>Swietenia mahogani</i> Jaco.	
13	Dầu	<i>Dipterocarpus</i> sp.	
14	Dầu rái	<i>Dipterocarpus alatus</i> Roxb.	
15	Dầu chai	<i>Dipterocarpus intricatus</i> Dyer	
16	Dầu đỏ	<i>Dipterocarpus duperreanus</i> Pierre	
17	Dầu nước	<i>Dipterocarpus jourdanii</i> Pierre	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
18	Dầu son	<i>Dipterocarpus tuberculata</i> Roxb.	
19	Giè gai	<i>Castanopsis tonkinensis</i> Seen	
20	Giè gai hạt nhỏ	<i>Castanopsis chinensis</i> Hance	
21	Giè thom	<i>Quercus</i> sp.	
22	Giè cau	<i>Quercus platycalyx</i> Hickel et camus	
23	Giè cuống	<i>Quercus chrysocalyx</i> Hickel et camus	
24	Giè đen	<i>Castanopsis</i> sp.	
25	Giè đỏ	<i>Lithocarpus ducampii</i> Hickel et	
		<i>A. camus</i>	
26	Giè mỡ gà	<i>Castanopsis echidnocarpa</i> A.DC.	
27	Giè xanh	<i>Lithocarpus pseudosundaica</i>	
		(Kickel et A. Camus) Camus	
28	Giè sỏi	<i>Lithocarpus tubulosa</i> Camus	Sỏi vàng
29	Giè đề xi	<i>Castanopsis brevispinula</i> Hickel et camus	
30	Gội tè	<i>Aglaiia</i> sp.	Gội gác
31	Hoàng linh	<i>Peltophorum dasyrachis</i> Kyrz	
32	Kháo mật	<i>Cinamomum</i> sp.	
33	Ké	<i>Nephelium</i> sp.	Khé
34	Kè đuôi dông	<i>Makhamia cauda-felina</i> Craib.	
35	Kẹn	<i>Aesculus chinensis</i> Bunge	
36	Lim vang	<i>Peltophorum tonkinensis</i> Pierre	Lim xẹt
37	Lôi thọ	<i>Gmelina arborea</i> Roxb.	
38	Muồng	<i>Cassia</i> sp.	Muồng cánh dán
39	Muồng gân	<i>Cassia</i> sp.	
40	Mò gỗ	<i>Cryptocarya obtusifolia</i> Merr	
41	Mạ sưa	<i>Helicia cochinchinensis</i> Lour	
42	Nang	<i>Alangium ridley king</i>	
43	Nhân rừng	<i>Néphelium</i> sp.	
44	Phi lao	<i>Casuarina equisetifolia</i> Forst.	Dương liễu
45	Re bầu	<i>Cinamomum botusifolium</i> Nees	
46	Sa mộc	<i>Cunninghamia chinensis</i> R.Br	
47	Sau sau	<i>Liquidambar formosana</i> hance	Tấu hậu
48	Săng tấu		
49	Săng đá	<i>Xanthophyllum colubrinum</i> Gagnep.	
50	Săng trắng	<i>Lophopetalum duperreanum</i> Pierre	
51	Sỏi đá	<i>Lithocarpus cornea</i> Rehd	Sỏi ghè
52	Sểu	<i>Celtis australis</i> person	Áp ảnh
53	Thành nganh	<i>Cratoxylon formosum</i> B. et H.	
54	Tràm sừng	<i>Eugenia chanlos</i> Gagnep.	
55	Tràm tía	<i>Syzygium</i> sp.	
56	Thích	<i>Acer decandrum</i> Merrill	Thích 10
57	Thiều rừng	<i>Néphelium lappaceum</i> Linh	Vải thiều
58	Thông đuôi ngựa	<i>Pinus massoniana</i> Lambert	Thông tấu
59	Thông nhựa	<i>Pinus merkusii</i> J et Viers	Thông ta

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
60	Tô hạp điện biên	<i>Altingia takhtadinanii V.T.Thái</i>	
61	Vải guốc	<i>Mischocarpus sp.</i>	
62	Vàng kiêng	<i>Nauclea purpurea Roxb.</i>	
63	Vùng	<i>Careya sphaerica Roxb.</i>	
64	Xà cừ	<i>Khaya senegalensis A.Juss</i>	
65	Xoài	<i>Mangifera indica Linn.</i>	
グループ VI			
1	Ba khía	<i>Coppepetalum wallichii Kurz</i>	
2	Bạch đàn chanh	<i>Eucalyptus citriodora Bailey</i>	
3	Bạch đàn đỏ	<i>Eucalyptus robusta Sm.</i>	
4	Bạch đàn liễu	<i>Eucalyptus tereticornis Sm.</i>	
5	Bạch đàn trắng	<i>Eucalyptus camaldulensis Deh.</i>	
6	Bứa lá thuôn	<i>Garcinia oblongifolia Champ.</i>	
7	Bứa nhà	<i>Garcinia loureiri Pierre</i>	
8	Bứa núi	<i>Garcinia Oliveri Pierre</i>	
9	Bồ kết già	<i>Albizia lebbeckoides Benth.</i>	
10	Cáng lò	<i>Betula alnoides Halmilton</i>	
11	Cây	<i>Iringia malayana Oliver</i>	Ko-ria
12	Chẹo tía	<i>Engelhardtia chrysolepis Hance</i>	
13	Chiêu liêu	<i>Terminalia chebula Roxb.</i>	
14	Chò nếp		
15	Chò nâu	<i>Dipterocarpus tonkinensis A.Chev.</i>	
16	Chò nhai	<i>Anogeissus acuminata Wall</i>	râm
17	Chò ổi	<i>Platanus Kerrii</i>	Chò nước
18	Da	<i>Cerlops divers</i>	
19	Đước	<i>Rhizophora conjugata Linh.</i>	
20	Hậu phát	<i>Cinamomum iners Reinw</i>	Quế lộn
21	Kháo chuông	<i>Actinodaphne sp.</i>	
22	Kháo	<i>Symplocos ferruginea</i>	
23	Kháo thổi	<i>Machilus sp.</i>	
24	Kháo vàng	<i>Machilus bonii H.Lec.</i>	
25	Khế	<i>Averrhoa carambola Linn.</i>	
26	Lông mang	<i>Pterospermum diversifolium Blume</i>	
27	Mang kiêng	<i>Pterospermum truncatolobatum Gagnep.</i>	
28	Mã nhâm		
29	Mã tiền	<i>Strychosos nux - Vomica Linn.</i>	
30	Máu chó	<i>Knemaconferta var tonkinensis Warbg.</i>	Huyết muông
31	Mận rừng	<i>Pranus triflora</i>	
32	Mắm	<i>Avicenia officinalis Linn.</i>	
33	Mắc niêng	<i>Eberhardtia tonkinensis H. Lec.</i>	
34	Mít nài	<i>Artocarpus asperula Gagret.</i>	
35	Mù u	<i>Callophyllum inophyllum Linn.</i>	
36	Muối	<i>Mangifera foetida Lour.</i>	
37	Nhọ nôi	<i>Diospyros erientha champ</i>	Nhọ nghệ

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
38	Nhội	<i>Bischofia trifolia</i> Bl.	Lội
39	Nọng heo	<i>Holoptelea integrifolia</i> Pl.	Chàm ôi. Hôi
40	Phay	<i>Duabanga sonneratioides</i> Ham.	
41	Quao	<i>Doliohandrone rheedii</i> Seen.	
42	Quế	<i>Cinamomum cassia</i> Bl.	
43	Quế xây lan	<i>Cinamomum Zeylagicum</i> Nees.	
44	Ràng ràng đá	<i>Ormosia pinnata</i>	
45	Ràng ràng mít	<i>Ormosia balansae</i> Drake	
46	Ràng ràng mật	<i>Ormosia</i> sp.	
47	Ràng ràng tía	<i>Ormosia</i> sp.	
48	Re	<i>Cinamomum albiflorum</i> Nees.	
49	Sâng	<i>Sapindus oocarpus</i> Radlk.	
50	Sấu	<i>Dracontomelum duperreanum</i> Pierre	
51	Sấu tía	<i>Sandorium indicum</i> Cav.	
52	Sồi	<i>Castanopsis fissa</i> Rehd et Wils	
53	Sồi phẳng	<i>Quercus resinifera</i> A.Chev.	Giè phẳng
54	Sồi vàng mép	<i>Castanopsis</i> sp.	
55	Săng bốp	<i>Ehretia acuminata</i> R.Br.	Lá rập
56	Trám hồng	<i>Canarium</i> sp.	Cà na
57	Tràm	<i>Melaleuca leucadendron</i> Linn.	
58	Thôi ba	<i>Alangium Chinensis</i> Harms.	
59	Thôi chanh	<i>Evodia meliaefolia</i> Benth.	
60	Thị rừng	<i>Diospyros rubra</i> H.Lec.	
61	Trín	<i>Schima Wallichii</i> Choisy	
62	Vây óc	<i>Dalbengia</i> sp.	
63	Vàng rề	<i>Machilus trijuga</i>	Vàng danh
64	Vôi thuốc	<i>Schima superba</i> Gard et Champ.	
65	Vù hương	<i>Cinamomum balansae</i> H.Lec	Gù hương
66	Xoan ta	<i>Melia azedarach</i> Linn.	
67	Xoan nhừ	<i>Spondias mangifera</i> Wied.	
68	Xoan đào	<i>Pygeum arboreum</i> Endl. et Kurz	
69	Xoan mộc	<i>Toona febrifuga</i> Roen	
70	Xương cá	<i>Canthium didyllum</i> Roxb.	
グループ VII			
1	Cao su	<i>Hevea brasiliensis</i> Pohl	
2	Cà lồ	<i>Caryodapnopsis tonkinensis</i>	
3	Cám	<i>Parinarium aunamensis</i> Hance	
4	Choai	<i>Terminalia bellirica</i> roxb	Bàng nhút
5	Chân chim	<i>Vitex parviflora</i> Juss	
6	Côm lá bạc	<i>Elaeocarpus nitentifolius</i> Merr	
7	Côm tầng	<i>Elaeocarpus dubius</i> A.D.C	
8	Dung nam	<i>Symplocos cochinchinensis</i> Moore	
9	Gáo vàng	<i>Adina sessifolia</i> Hook	
10	Giè bốp	<i>Castanopsis lecomtei</i> Hickel et Camus	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
11	Giê trắng	<i>Quercus poilanei</i> Hickel et Camus	
12	Hồng rừng	<i>Diospyros Kaki</i> Linn	
13	Hoàng mang lá to	<i>Pterospermum lancaefolium</i> Roxb	
14	Hồng quân	<i>Flacourtia cataphracta</i> Roxb	Bồ quân, mùng quân
15	Lành ngành hôi	<i>Cratoxylon ligustrinum</i> Bl	Thành ngành hôi
16	Lọng bàng	<i>Dillenia heterosepala</i> Finet et Gagnep	
17	Lôi khoai		
18	Me	<i>Tamarindus indica</i> Linn	Chua me
19	Mý	<i>Lysidica rhodostegia</i> Hance	
20	Mã	<i>Vitex glabrata</i> R. Br	
21	Mô cua	<i>Alstonia scholaris</i> R.Br	Mù cua, sữa
22	Ngát	<i>Gironniera subaequalis</i> Planch	
23	Phay vi	<i>Sarcocephalus orientalis</i> Merr	
24	Phôi bò	<i>Meliosma angustifolia</i> Merr	
25	Rù rì	<i>Calophyllum balansae</i> Pitard	
26	Răng vi	<i>Carallia</i> sp	
27	Săng máu	<i>Horfieldia amygdalina</i> Warbg	
28	Săng	<i>Sterculia lanceolata</i> Cavan	Săng vè
29	Săng mây		
30	Sỡ bà	<i>Dillenia pantagyna</i> Roxb	
31	Sỡ con quay	<i>Dillenia turbinata</i> Gagnep	
32	Sồi bộp	<i>Lithocarpus fissus</i> Ousted	
		Var. <i>tonlinensis</i> H. et C	
33	Sồi trắng	<i>Pasania hemiphaerica</i> Hicket et Camus	
34	Sui	<i>Antiaris toxicaria</i> Lesch	
35	Trám đen	<i>Canarium nigrum</i> Engl	
36	Trám trắng	<i>Canarium albrun</i> Racusch	
37	Tấu muối	<i>Vatica fleuxyana</i> tardieu	
38	Thung	<i>Tetrameles nudiflora</i> R. Br.	
39	Tai ghé	<i>Hymenodictyon excelsum</i> Wall	Tai trâu
40	Thừng mực	<i>Wrightia annamensis</i>	
41	Thần mát	<i>Millettia ichthyochtona</i> Drake	
42	Thầu tấu	<i>Aporosa microcalyx</i> Hassh	
43	Ười	<i>Storeulia lychnophora</i> Hance	
44	Vàng trứng	<i>Endospermum sinensis</i> Benth	
45	Vàng anh	<i>Saraca divers</i>	Hoàng anh
46	Xoan tây	<i>Delonix regia</i>	Phượng vĩ
グループ VIII			
1	Ba bét	<i>Mallotus cochinchinensis</i> Lour	
2	Ba soi	<i>Macaranga denticulata</i> Muell-Arg	
3	Bay thưa	<i>Sterculia thorelii</i> Pierre	
4	Bồ đề	<i>Styrax tonkinensis</i> Pierre	
5	Bồ hòn	<i>Sapindus mukorossi</i> Gaertn	
6	Bồ kết	<i>Gleditschia sinensis</i> . Lam	

No.	木材名 (ベトナム語)	学名	地方名 (ベトナム語)
7	Bông bạc	<i>Vernonia arborea</i> Ham.	
8	Bốp	<i>Ficus Championi</i>	Đa xanh
9	Bo	<i>Sterculia colorata</i> Roxb	
10	Bung bí	<i>Capparis grands</i>	
11	Chay	<i>Artocarpus tonkinensis</i> A.Chev	
12	Cóc	<i>Spondiaspinnata</i> Kurz	
13	Coi	<i>Pterocarya tonkinensis</i> Dode	
14	Dâu da bắc	<i>Allospodias tonkinensis</i>	
15	Dâu da xoan	<i>Allospodias lakonensis</i> Stapf	
16	Dung giấy	<i>Symplocos laurina</i> Wall	Dung
17	Dàng	<i>Scheffera octophylla</i> Hams	
18	Duối rừng	<i>Coccolodiscus musicatus</i>	
19	Đề	<i>Ficus religiosa</i> Linn.	
20	Đò ngon	<i>Cratoxylon prunifolium</i> Kurz.	
21	Gáo	<i>Adina polycephala</i> Benth	
22	Gạo	<i>Bombax malabaricum</i> D.C	
23	Gòn	<i>Eriodendron anfractuosum</i> D.C	Bông gòn
24	Gioi	<i>Eugenia jambos</i> Linn	Roi,đào tiên
25	Hu	<i>Mallotus apelta</i> Muell. Arg	Thung
26	Hu lông	<i>Mallotus barbatus</i> Muell. Arg	
27	Hu đay	<i>Trema orientalis</i> Bl.	
28	Hu đay	<i>Trema orientalis</i> Bl.	
29	Lai rừng	<i>Aluerites moluccana</i> Willd	
30	Lai	<i>Alcurites fordii</i> Hemsl	
31	Lôi	<i>Crypeteronia paniculata</i>	
32	Mán đĩa	<i>Pithecolobium clyperia</i> var <i>acumianata</i> Gagnep	
33	Mán đĩa trâu	<i>Pithecolobium lucidum</i> benth	
34	Mốp	<i>Alstonia spathulata</i> Blume	
35	Muồng trắng	<i>Zenia insignis</i> chun	
36	Muồng gai	<i>Cassia Arabica</i>	Muồng mít
37	Nóng	<i>Sideroxylon</i> sp	
38	Núc nắc	<i>Oroxylum indicum</i> Vent	
39	Ngọc lan tây	<i>Cananga odorata</i> Hook et Thor	
40	Sung	<i>Ficus racemose</i>	
41	Sồi bắc	<i>Sapium discolor</i> Muell-Arg	
42	So đũa	<i>Sesbania paludosa</i>	
43	Sang nước	<i>Heynea trijuga</i> Roxb	
44	Thanh thất	<i>Ailanthus malabarica</i> D.C	
45	Trầu	<i>Aleurites montara</i> willd.	
46	Tung trắng	<i>Heteropanax fragans</i> Hem.	
47	Trôm	<i>Sterculia</i> sp	
48	Vông	<i>Erythrina indica</i> Lam.	

また、絶滅の恐れのある森林動植物の管理に関する政令（32/2006/ND-CP）³⁵に基づき、グループ 1A（伐採禁止）もしくはグループ 2A（伐採制限）に分類される樹種は、すべての倉庫からの出入りを記録し、船荷証券にも記載しなければならない。またこれらの材を原料とした製品を輸出する際には後述する CITES 管理部局からの許可が必要となる。

②貿易と輸送

林産物を輸送するためには、木材製品輸送にかかわる法人について、製品輸送にかかる通達（01/2007/TT-BCA-C11）³⁶に示された指針に沿って、車両登録証を取得している必要がある。車両登録以外には、車両の積載量、該当する車両が企業所有であることを示す書類も併せて必要となる。また、この車両には 2 つのライセンスが必要となる。1 つは輸送当局が発行したもの、もう 1 つは公安当局が発行したライセンスである。

木材及び木材製品のベトナムからの原産地証明等の合法性に係る内容及び輸出に係る内容は、農業農村開発省通達（01/2012/TT-BNNPTNT）³⁷に定められている³⁸。昨年度の調査の中で、この通達が近く改定されるとの情報があったが、本年度の調査期間においては改定が具体的な段階には至っていなかった。

表 4.3.13 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	事業登録証書 ⇒事業者登録の確認
2	車両登録書、車両の積載量、当該車両が企業所有である証明書 ⇒車両についてのライセンス状況の確認
3	付加価値税インボイス、森林所有者等が作成した内容明細書、森林保護局が認証した内容証明書 ⇒積載物についての確認

③外国間貿易と振替価格操作

移転価格規制にかかる財務省通達（66/2010/TT-BTC）³⁹は経済協力開発機構（OECD）のガイドラインに沿って作成されている。本通達は OECD ガイドラインが定めるアームズレングス原則と移転価格手法を採用している。

³⁵ Nghị định Về quản lý thực vật rừng, động vật rừng nguy cấp, quý, hiếm (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=16378)

³⁶ Thông tư Quy định về việc tổ chức đăng ký, cấp biên số phương tiện giao thông cơ giới đường bộ (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=14219)

³⁷ Thông tư Quy định hồ sơ lâm sản hợp pháp và kiểm tra nguồn gốc lâm sản (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=27414)

³⁸ 過年度報告書 p.162

³⁹ Thông tư Hướng dẫn thực hiện việc xác định giá thị trường trong giao dịch kinh doanh giữa các bên có quan hệ liên kết (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=25406)

タックスヘブンに置かれた関連事業者とのオフショア取引と人為的な移転価格との組合せは、伐採国に対する法的に定められた税及び支払い手数料を回避する手法である。このため、関連事業者間取引を実施する事業体は、関連事業者間取引の年次開示を作成して納税申告時に提出することが求められている。また、関連事業者間取引がアームズレングス原則に基づいていることを示す移転価格関連書類を作成・保持するとともに、税務当局の要請に応じてそれらの書類を 30 営業日以内に提出しなければならない。

表 4.3.14 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	関連事業者間取引の年次開示
2	移転価格に関連する書類

④税関規則

輸出入に関連する手続きを定める法令には、税関法及びこれに係る財務省通達がある。2005 年政令第 154 号で税関申告者の提出書類の種類が定められ、2013 年財務省通達第 128 号及びこれを改定した 2015 年財務省通達第 38 号で輸出・輸入商品に対する税関手続き、税関検査・監視、輸入税及び税務管理等を規定している⁴⁰。

なお、前記の通り、通達第 128 号が通達第 38 号に置き換わったという位置づけであるにもかかわらず、行政職員への通知が行き届いていないことから、事業者が双方の通達への文書を揃える事例が見られた⁴¹

表 4.3.15 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	輸出入商品申告書
2	輸出入許可証
3	検査免除通知書/検査結果通知書
4	(輸入の場合) 売買領収書、船荷証券、原産地証明書

⑤CITES (ワシントン条約)

ベトナムは 1994 年にワシントン条約を批准した。ベトナムから商用取引されている木材で CITES 付属書 II に掲載されている種は *Aquilaria* 属及び *Dalbergia cochinchinensis* (タイ・ローズウッドもしくは紫檀) である。外国との貿易にかかる規定を定めた政令

⁴⁰ 過年度報告書 p.170

⁴¹ 聞き取り調査 HUE MINH JOINT STOCK 社 (2017 年 6 月 22 日)

(187/2013/ND-CP)⁴² (2013) 及びその指針を定めた財務省通達 (04/2014/TT-BTC)⁴³ (2014) においては、輸出もしくは再輸出国においては適切な CITES に係る書類がそろっている必要がある。

Aquilaria 属の *Aquilaria crassna* (シヤムジンコウ) については 1992 年以降、伐採及び取引が禁止されている。一方で、同樹種の人工林も存在しており CITES 許可証を得ての取引は合法とされる。

タイ・ローズウッドについては近隣のカンボジア、タイ、ラオスでも発見されており、カンボジアとタイの国境付近の Dangrek 山地において違法伐採の対象になっている。ベトナムにおいても木彫り及び家具の材料として高い評価を得ており、慎重に取り扱われている。

表 4.3.16 合法性確認に関連する書類の例

No.	名称
1	CITES 許可書類

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

農業農村開発省通達 (01/2012/TT-BNNPTNT)⁴⁴ の中で合法性に関する内容が記載されているが、前記のとおり、同通達は現在改定中である。

なお、ベトナム政府及び欧州連合は 2010 年 8 月 18 日に FREGT 及び VPA に係る正式な交渉を開始し、2017 年 5 月に合意がなされた。ベトナム林業総局 (VNFOREST) は木材合法性保証制度 (VNTLAS) の準備を進めている (詳しくは後述)。

⁴² Nghị định QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH LUẬT THƯƠNG MẠI VỀ HOẠT ĐỘNG MUA BÁN HÀNG HÓA QUỐC TẾ VÀ CÁC HOẠT ĐỘNG ĐẠI LÝ MUA, BÁN, GIA CÔNG VÀ QUÁ CẢNH HÀNG HÓA VỚI NƯỚC NGOÀI (<http://vbpl.vn/sonla/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=32621>)

⁴³ Thông tư QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH MỘT SỐ ĐIỀU CỦA NGHỊ ĐỊNH SỐ 187/2013/NĐ-CP NGÀY 20 THÁNG 11 NĂM 2013 CỦA CHÍNH PHỦ QUY ĐỊNH CHI TIẾT THI HÀNH LUẬT THƯƠNG MẠI VỀ HOẠT ĐỘNG MUA BÁN HÀNG HÓA QUỐC TẾ VÀ CÁC HOẠT ĐỘNG ĐẠI LÝ MUA, BÁN, GIA CÔNG VÀ QUÁ CẢNH HÀNG HÓA VỚI NƯỚC NGOÀI (<http://vbpl.vn/botaichinh/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=45096>)

⁴⁴ Thông tư Quy định hồ sơ lâm sản hợp pháp và kiểm tra nguồn gốc lâm sản (http://www.moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=27414)

4.3.3 森林認証制度

ベトナム国には独自の森林認証制度はなく、FSC（Forest Stewardship Council）認証制度の取得が進められている。

2018年現在で、31のFM認証森林があり、その合計面積は233,824haである⁴⁵。このうち約12万haが人工林である⁴⁶。ベトナムは天然林伐採を禁止しているため、人工林のFSC-FM認証を増やしていきたいが、400万ha存在する人工林面積に対しての取得率は低迷している。

また、CoC認証取得団体数は588団体である。

4.3.4 その他の関連情報

1) FLEGT-VPA 大筋合意の内容と今後の交渉

2017年5月11日に大筋合意がなされたEUとベトナム国間の協定の内容はEU FLEGT FacilityのWebサイトに掲載されている⁴⁷。協定は27条から成る条文と、IからIXまでの附属書（Annex）により構成されている（表4.3.17）。

表 4.3.17 各附属書の構成

附属書 I	FLEGT ライセンスでカバーされる対象品目
附属書 II	ベトナム木材合法性の定義
附属書 III	FLEGT ライセンスでカバーされる木材製品のベトナムから EU への自由な流通のための引渡し条件
附属書 IV	FLEGT ライセンス制度
附属書 V	ベトナム木材合法性保証制度（VNTLAS）
附属書 VI	独立評価についての付託事項
附属書 VII	ベトナム木材合法性保証制度の運用準備評価基準
附属書 VIII	情報の公共開示
附属書 IX	共同実施委員会の機能

本項では、協定の中でポイントとなる附属書 I・II・IV・V の各内容について記載する。

⁴⁵ FSC FACTS AND FIGURES 2018 (<https://ic.fsc.org/en/facts-and-figures>)

⁴⁶ 聞き取り調査 FSC

⁴⁷ Vietnam-EU VPA text and annexes (<http://www.euflegt.efi.int/Vietnam>)

(1) 附属書 I FLEGT ライセンス制度でカバーされる対象品目

対象品目は表 4.3.18 の通りとされている。

表 4.3.18 対象品目 (附属書 I)

HS コード	品目
4401	燃料用木材
4403	丸太
4406	枕木
4407	製材品
4408	単板
4409	モールディング
4410	パーティクルボード
4411	ファイバーボード
4412	合板
441300	改良木材
441400	木製フレーム
4415	梱包材
4416	木製たる、おけ
4418	木製建具
940330 940340 940350 940360	木製家具

(2) 附属書 II ベトナム木材合法性の定義

①対象とする主体

協定では、対象とする事業者を法人事業者 (Organisations) 及び非法人事業者 (Households) に分けている。法人事業者及び非法人事業者の定義は附属書 V の 2.2.1 に記載されている (表 4.3.19)。

表 4.3.19 対象とする事業者の定義 (附属書 V の 2.2.1)

法人事業者 (Organisations)
サプライチェーンのいずれかのステージに関連し、事業登記を行っている全ての組合及び企業
非法人事業者 (Households)
家族・個人・村落共同体等、法人事業者のカテゴリに含まれないすべての事業者。

②合法性の定義や他の用語の定義

木材の合法性の定義 (the Legality Definition : LD) は 7 つの原則 (Principle) から成っており (表 4.3.20)、原則の下には基準 (Criterion)、指標 (Indicator)、検証項目 (Verifier) が階層構造をなしている。

表 4.3.20 木材の合法性の定義における原則 (Principle)

	法人事業者	非法人事業者
原則 I	諸規則 (土地利用、森林利用及び管理、環境、社会) を順守した国内木材の伐採	
原則 II	押収された木材の取り扱い規則の遵守	
原則 III	輸入木材の取り扱い規則の遵守	
原則 IV	木材の輸送及び貿易に関する規則の遵守	
原則 V	木材の加工に関する規則の遵守	
原則 VI	輸出に関する規則の遵守	
原則 VII	課税及び労働に関する規則の遵守	課税に関する規則の遵守

「原則」のレベルの表現では、法人事業者と非法人事業者の違いは、上記のように原則 VII のみに現れている。しかし、実際には、「基準」以下の階層が異なっているものがある。法人事業者と非法人事業者についての LD は、附属書 II の別表 (Appendix) 1A 及び 1B にそれぞれ整理されている。別表 1A 及び 1B には、LD に加え、各検証項目に対応した参照法令等がそれぞれ整理されている (図 4.3.7)。

ANNEX II / APPENDIX 1A: LEGALITY DEFINITION FOR ORGANISATIONS			
PRINCIPLE 1: HARVESTING OF DOMESTIC TIMBER COMPLIES WITH REGULATIONS ON LAND USE RIGHTS, FOREST USE RIGHTS, MANAGEMENT, ENVIRONMENT AND SOCIETY (ORGANISATIONS)			
Principle Criterion Indicators	Verifiers	Type of Verifier S=Static D=Dynamic	Legal references for verifiers
Criterion 1: Compliance with regulations on main harvesting of natural forest timber			
Indicator 1.1: Complying with legal regulations on land use right and forest use right, one of the following documents is required:			
	1.1.1. Decision on land allocation (Prior to 15/10/1993);	S	No specific legislation prior to 1993 on land allocation
	1.1.2. Decision on forest allocation (From 15/10/1993 to 1/7/2004);	S	Article 5, 13, 14 Decree 02. CP; Article 16, 17 Decree No. 163/1999/ND-CP

図 4.3.7 合法性の定義の具体例（附属書 II 別表 1A を用いて例示）

なお、検証項目は、事業登記や森林使用权、課税並びに労働規則等、組織等の基盤や運営に関わる静的検証項目（Static Verifiers）と、サプライチェーンの各段階における取引内容明細や売上に関する情報等数量に関する動的検証項目（Dynamic Verifiers）に分けられる。

(3) 附属書 IV FLEGT ライセンス制度

①制度の概要

ベトナム国から EU 市場に向けて輸出されるうち、附属書 I に含まれる木材製品の貨物は、FLEGT ライセンスを持つことが求められる。FLEGT ライセンスは、輸出者ごと、EU への入国地点ごと、貨物ごとに発行されるものであり、所轄するベトナム国のライセンス当局によって、ベトナム国内の税関手続き前に発行される。

なお、ベトナム国における FLEGT ライセンス当局は、ベトナム国の CITES 管理当局とする。

FLEGT ライセンスは紙媒体又は電子媒体で発行される。原則として書式 1（図 4.3.8）に定めるすべての情報を含めることとするが、それらすべてを含めることが困難な複雑な貨物については、書式 2（図 4.3.9）に定める、質的・量的な情報を含む、認可された追加的説明文書を添付しなければならない。

FLEGT ライセンスの有効期間は最長で 6 か月間である。ただし、ライセンスの有効期間満了後に 1 度だけ、最長で 2 か月間の期間延長が可能である。

Template 1: FLEGT Licence Format		FLEGT	
European Union			
ORIGINAL	1 1. Issuing authority/Cơ quan cấp phép: Name, address/Tên, địa chỉ:	2. Importer/Tổ chức, cá nhân nhập khẩu: Name, address/Tên, địa chỉ:	
	3. FLEGT licence number / Số giấy phép FLEGT:	4. Date of Expiry (DD/MM/YYYY) / Ngày hết hạn:	
	5. Country of export / Nước xuất khẩu:	7. Means of Transport/Vận chuyển:	
	6. ISO code / Mã ISO:		
	8. Licensee / Tổ chức, cá nhân được cấp giấy phép: Name, address / Tên, địa chỉ:		
1	9. Commercial description of the timber products/Mô tả tên hàng hoá:	10. HS-heading/ Mã HS và mô tả mã HS:	
	11. Common and Scientific names / Tên thông thường và khoa học:	12. Countries of harvest / Quốc gia khai thác:	13. ISO Code of Countries of harvest / Mã ISO của quốc gia khai thác:
	14. Volume (m3) / Khối lượng lô hàng (m3):	15. Net weight (kg) / Trọng lượng thực (kg)	16. Number of units / Đơn vị tính khác:
17. Distinguishing marks (if any) / Ký hiệu nhận diện (nếu có)			
18. Signature and stamp of issuing authority / Chữ ký và con dấu của Cơ quan cấp phép:			
Place / Nơi cấp		Signature and stamp of issuing authority (Tem bảo đảm, chữ ký và đóng dấu)	
Date (DD/MM/YYYY) / Ngày cấp			

図 4.3.8 FLEGT ライセンスの書式 1 (附属書 IV 別表 1)

Template 2. Format of the authorized attachment

No	Commercial description of the timber products / Mô tả hàng hóa	HS-heading	Common and scientific name / Tên khoa học của gỗ nguyên liệu	Countries of harvest / Quốc gia khai thác	ISO code of country of harvest	Volume (m3)	Net weight (kg)	Number of units

Place

Date (DD/MM/YY)

Security stamp, signature and official seal

図 4.3.9 FLEGT ライセンスの書式 2 (附属書 IV 別表 1)

②ライセンスの手続き

ライセンスの手続きは以下の通りである。

1. 当局への申請

EUに木材を輸出する申請者が、ライセンス当局に対し、輸出貨物のそれぞれについての必要書類を提出する。

2. 当局による申請レビュー

- a. 申請者が法人事業者の場合、附属書 V に定める OCS データベースにおける申請者のカテゴリを確認し、カテゴリごとに必要とされる書類及び情報が揃っているかを確認する（附属書 V の説明にて後述）。
- b. 提出された書類（書式 1 及び書式 2 ほか追加添付書類）が要件に従っているかを確認する。内容に不備があれば、ライセンス当局は必要な追加情報あるいは文書について申請者に通知する。
- c. 文書の合法性及び有効性を確認する。違法伐採のリスクがあると疑われる場合、さらなる確認のため、ライセンス当局は必要に応じて検証当局及び検証主体⁴⁸と調整を実施する。

3. 決定

申請書類がベトナム木材合法性保証制度（VNTLAS）の要件を満たしていると判断されれば、ライセンス当局は当該貨物に対して FLEGT ライセンスを発行する。要件を満たしていなければ当該貨物に対するライセンス申請は却下される他、違反が発見された場合、準拠法に従った措置が取られる。

⁴⁸ 検証当局及び検証主体については附属書 V の 2.2.3 に定義されている。検証当局とは森林保護機関であり、MARD 下の森林保護局（FPD）を指している。一方、検証主体とは検証項目ごとに求められる書類等を管理監督するユニットである。検証項目ごとの検証主体は附属書 V 別表 1 に整理されている。

(4) 附属書 V ベトナム木材合法性保証制度 (VNTLAS)

①VNTLAS の構成要素 (附属書 V の 1)

VNTLAS は 7 つの制度要素で構成されている。

1. 木材の合法性の定義 (LD)
2. 検証項目の策定・検証及び承認
3. 組織分類システム (OCS、Organisations Classification System) とリスクに基づく確認
4. サプライチェーン管理
5. FLEGT ライセンス
6. 組織内の監査・申し立て及びフィードバック機構
7. 第三者による監査

②VNTLAS の適用範囲 (附属書 V の 2)

- ・ 木材の出所
VNTLAS の対象となる木材の出所は、国内天然林からの木材、国内大規模人工林からの木材、農場及び小規模植林地からの木材、ゴム材、押収木材、輸入木材の 6 種とされている。一方で、第三国を原産地とし通関するものの、ベトナム国内で加工されず国外へ出ていくトランジット木材 (timber in transit、原産地の変更がないもの) は VNTLAS の対象としないこととされている。
- ・ 木材製品カテゴリ
附属書 I に示されているすべてを対象としている。
- ・ 事業者
サプライチェーンの中のすべての事業者 (法人事業者及び非法人事業者) を対象としている。

③OCS (附属書 V の 5)

OCS⁴⁹は、リスク評価に基づいて国内の事業者を分類するシステムであり、次の表に示すように、4 つの基準の遵守/非遵守等によって事業者が 2 つのカテゴリに分類される⁵⁰。木材サプライチェーン上の事業者は全て OCS に登録することが義務付けられる。

⁴⁹ OCS 作成のために FAO の CCS (Company Classification System) が参照されたが、ベトナム国では事業登記されない事業者が多く存在するため C (Company) ではなく O (Organisation) となった (聞き取り調査 WWF)

⁵⁰ FSC の取得が事業者分類の際に有利に働くような仕組みも検討されている (聞き取り調査 FSC)

表 4.3.21 OCS における基準とカテゴリ

基準	リスクカテゴリ	
	カテゴリ 1	カテゴリ 2
1. 動的検証項目の遵守	完全に順守	何らかの不備がある
2. サプライチェーンの申告及び報告要件の遵守	完全に順守	法的な要求に基づく報告をしていない
3. 静的検証項目の遵守	完全に順守	遵守していない
4. 違反及び処罰の記録	違反及び処罰の記録が無い	何らかの違反又は処罰の記録がある
5. その他		新規事業者

OCS によるカテゴリは、以下の流れで評価・査定される。

1. 組織による自己評価
2. 1 の結果を省森林保護局（FPD）が書類や実地調査に基づき査定
3. 2 の結果を中央 FPD が判断し、データベース上で発表
4. 1～3 以外に、違反や処罰等があった場合、カテゴリ 1 の事業者を随時カテゴリ 2 に再分類し発表

なお、カテゴリ 2 の事業者は、カテゴリの再評価（自己評価⇒査定）を毎年受けなければならないが、カテゴリ 1 の事業者は 2 年に 1 度で良い。

④ サプライチェーン管理（附属書 V の 6）

VNTLAS では、重要な木材管理ポイント（control point）を以下の 6 つであるとしている（表 4.3.22）。それぞれの管理ポイントにおける適切な取り扱いを裏付けるために、事業者や FPD が記録しておくべき文書の一覧は、附属書 V の付則 2 にリスト化されている（図 4.3.10）。

表 4.3.22 VNTLAS における重要な木材管理ポイント

1	VNTLAS システム内に入ってくる木材の出所
2	木製品の最初の輸送及び取引
3	木製品の 2 番目の輸送及び取引
4	木製品のその後の輸送及び取引
5	加工サイト
6	輸出

TABLE 1. MANAGEMENT OF INFORMATION ON TIMBER SOURCES FOR ORGANISATIONS POINTS OF ENTRY IN THE SUPPLY CHAIN			
No.	Timber entry point	Responsibility for management and archiving of information in timber product dossier	
		Documents to be archived by timber owner (original for 5 years)	Documents to be archived by Forest Protection Agency (original/copy for non-limited period)
1a	Timber from main harvesting of domestic natural forest	1. Harvesting design statement 2. Map of harvesting area 3. List of tree marked for harvesting 4. Minutes on appraising harvesting design in the field 5. Decision on approving harvesting design 6. Harvesting Permit	1. Harvesting design statement (original) 2. Map of harvesting area (original) 3. List of tree marked for harvesting (original) 4. Minutes on appraising harvesting design in the field (original) 5. Decision on approving harvesting design (original)

図 4.3.10 サプライチェーン管理のために記録すべき文書リストの例（附属書 V の付則 2）

⑤輸入木材の管理（附属書 V の 6.3.7）

VNTLAS の下では、すべての輸入木材貨物について、以下の 3 種のうちいずれかの手法で合法性を示す必要がある。

1. 貨物全体をカバーする FLEGT ライセンス
2. 貨物全体をカバーする CITES 許可
3. 附属書表 4 に定める輸入木材のリスク分類の状況に基づくデュー・ディリジェンス及び追加文書を示す自己申告（以下を含める。d は必要に応じて含める）
 - a. 輸入貨物の説明
 - b. 生産国の関連法令に基づく合法性に関する潜在的リスク
 - c. b に関するリスク緩和手段
 - d. 「種のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」に応じて附属書 V の表 4 要否が定められた追加書類（以下の(ア)～(ウ)のいずれか）
 - (ア) VNTLAS によって認められている任意認証又は国家による認証
 - (イ) 一次製品に関しての伐採国の法令に基づく伐採許可証
 - (ウ) 伐採国において 2 が求められない場合又は複合的な製品について伐採許可証を手に入れられない場合にあっては、伐採国の法令に基づく他の合法性証明文書

3.d の「種のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」についての詳細を表 4.3.23 に記載する。

表 4.3.23 VNTLAS における「種のリスク分類」及び「木材生産国リスク分類」の詳細

種のリスク分類（附属書 V の 6.3.7.4）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入者はベトナムに輸入される種名を申告する必要がある、種は以下の基準で高リスク種と低リスク種に分類される。 	
高リスク種	既往の法令等に位置づけられている種 <ul style="list-style-type: none"> ・ CITES 付則 I・II・III に記載の種 ・ ベトナム法における絶滅危惧 IA 種及び IIA 種 ・ FPD や税関のデータベースに記載されている違法取引の対象種 位置付けは無いが上記に準ずる種 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部（UNODC）等から情報提供があり、EU とベトナムによる Joint Implementation Committee (JIC) が原産国における希少性や違法取引の可能性を判断した種 ・ ベトナムに初めて輸入される種 ・ 高リスク種と低リスク種の双方からなる製品
低リスク種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高リスク種以外の種
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際には、上記の基準をもとに種のリストが作成され、本協定の検討の中で JIC によって決定される。 ・ その後、高リスク種は MARD によって法的に位置づけられることとなっている。 	
木材生産国リスク分類（附属書 V の 6.3.7.5）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材生産国のうち、以下の国を低リスク国（以下、国及び地域を国と表記）とする <ol style="list-style-type: none"> FLEGT ライセンスの下での有効な TLAS を構築している国 伐採国サプライチェーン全体にわたる木材合法性の DD に関して、法的拘束力のある枠組みが存在し、それが VNTLAS の基準に適合している国 世界銀行による世界ガバナンス指標（World Governance Indicators⁵¹ : WGI）の中の「政府の有効性（Government Effectiveness）」指標が 0 以上であり、かつ、CITES 実施のためのシステムが CITES 事務局によって I レベルとされており、かつ、以下のいずれかを満たす国 <ol style="list-style-type: none"> VNTLAS の基準に適合していると認められる、木材の合法性に関する二国間合意をベトナム国との間で有している国 VNTLAS の基準に適合していると認められる国内認証システムを構築している国 ・ 上記の基準で低リスクな国のリストが作成され、本協定の実施中にレビューあるいは調整を加えられたものが JIC によって決定される。 ・ JIC の決定に基づき、MARD によって低リスクな国が法的に位置づけられる。ただし、この法令（によって位置づけられる低リスクな国のリスト⁵²）は定期的に更新される。 ・ 上記法令は税関も参照する。 	

この 2 種のリスク分類に基づいて、附属書 V の表 4 に定められるように、追加文書の要否が決定される（表 4.3.24）。

表 4.3.24 FLEGT ライセンス又は CITES 許可のない貨物についての
リスクに基づく管理（附属書 V の表 4）

種のリスク分類	木材生産国リスク分類	追加文書の要否
低	低	不要
低	高	要
高	低	要
高	高	要

⁵¹ <http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.aspx#home>

⁵² このリストはベトナム国内の輸入業者にも共有される予定（聞き取り調査 VIFORES）

さらに、税関当局は、FLEGT ライセンスや CITES 許可のある貨物を含めたすべての貨物に対して、以下の税関リスク評価システムに応じて調査を実施する。

表 4.3.25 税関リスク評価システム

税関リスク評価システム（附属書Vの6.3.7.3）	
<ul style="list-style-type: none"> ベトナム税関法の遵守の程度に応じて、貨物を赤・黄・緑の3種に分類する。 「遵守の程度」として考慮されるのは、税関規則の遵守、違反頻度、違反の性質、商品の種類、輸出入元、等 それぞれの分類に対する対応は以下の通りとされている。 	
赤：高リスク	税関当局は国境で物理的検査を実施する。すべての貨物が検査を受ける。具体的には貨物体積の5%~100%である。
黄：中リスク	税関当局は貨物の関連書類を確認する。
緑：低リスク	税関当局は申告に基づく自動通関を認める。
<p>ただし、黄色評価及び緑評価の場合でも、必要に応じて物理的検査が行われる。 得られた情報はFPDともやり取りされる。</p>	

VNTLAS における輸入木材の取り扱いについて、ここまでの流れを整理すると次ページの図 4.3.11 の通りに整理される。

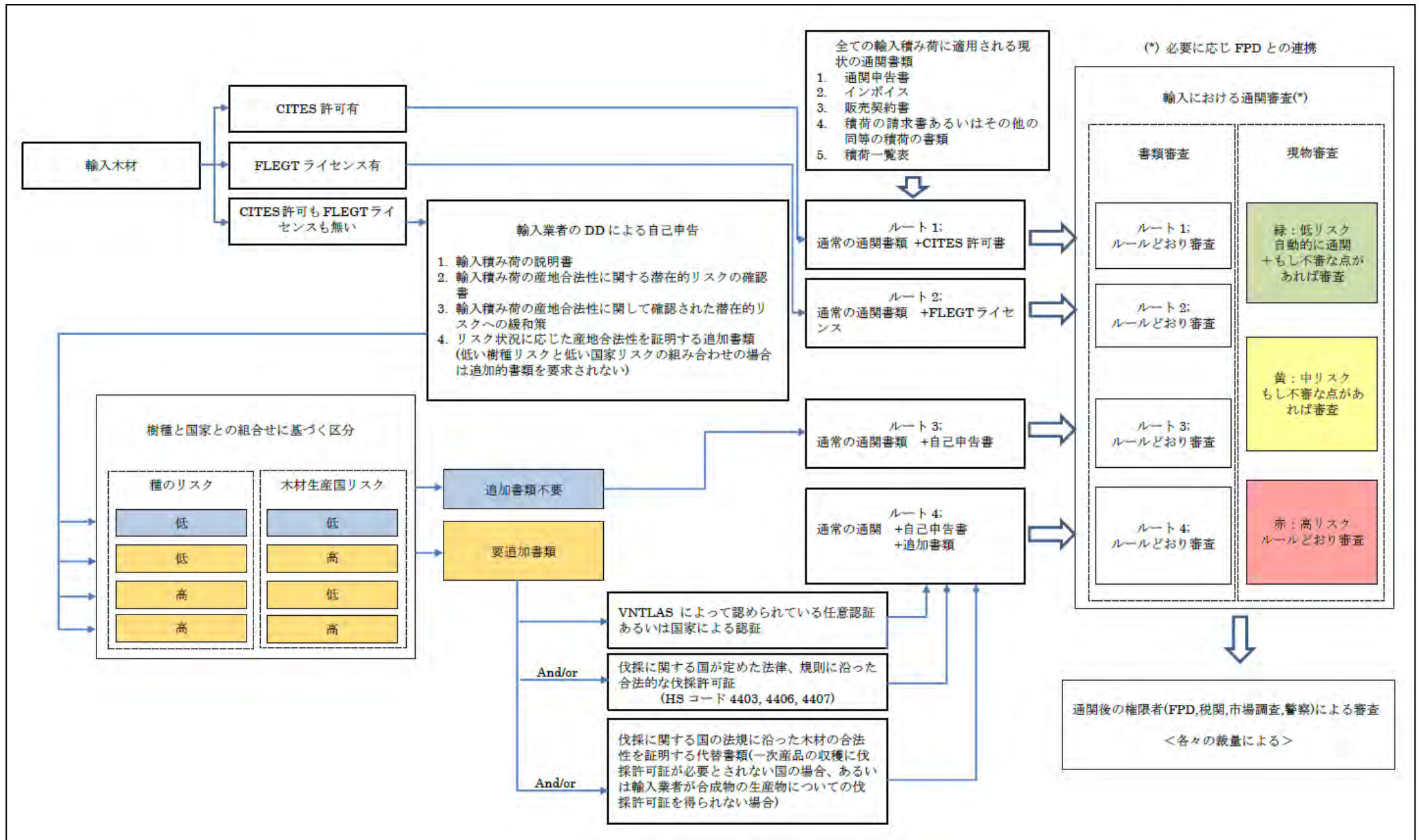


図 4.3.11 VNTLAS における輸入木材の管理チャート (附属書 V の図 3 より作成)

⑥輸出の検証（附属書 V の 7）

輸出時の木材関係書類の検証は、事業者の種別（法人事業者/非法人事業者）及び OCS カテゴリによって異なる取り扱いがなされる（図 4.3.12 及び図 4.3.13）。

木材輸出関係書類の提出

事業者が以下の書類を作成する（自己認証）。

- (i) 売買契約書又は同等の書類
- (ii) 財務省が規定する請求書
- (iii) 木材内容明細書
- (iv) 附属書 V 付則 2 に定める、サプライチェーンの中の特定のステージにおける合法性確認のための追加文書（例：森林におけるハンマー印の記録）

木材輸出関係書類のレビューと承認/却下

非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者の場合のみ

ステージ 1 の書類（原本）を地方 FPD へ提出する。地方 FPD はその後、以下のステップで書類等を検証する、

- a. OCS データベースのリスクカテゴリを確認する（法人事業者のみ）
- b. 木材輸出関係書類の完全性を確認する
- c. 書類等の合法性や信頼性を確認する。また、違反データベースを確認する。LD に関連する何らかの目立った不遵守があった場合、地方 FPD は一時的に認証を却下する。
- d. c.における目立った不遵守が無い場合、貨物体積の 20%以上について、書類との物理的な照合がなされる。木材の出所に関連した更なる検証の必要性があれば、疑義の検証について事業者に通知する。
- e. 物理的照合によって不遵守が発見されなければ、FPD は速やかに書類を認証する。逆に、何らかの不遵守が発見されれば、FPD は速やかに書類を却下するとともに、法に則った措置を実行する。

全事業者共通

（非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者にあつては上記の FPD による書類の認証後）輸出先ごとに、事業者は以下の通り輸出手続きを履行する。

- a. 対非 EU 市場：附属書 II 原則 IV で定める木材輸出関係書類と該当する税関文書を国境の税関当局に提出する。
- b. 対 EU 市場：FLEGT ライセンス発行のため、FLEGT ライセンス申請と併せて木材輸出関係書類を提出する。国境の税関当局には、附属書 II 原則 IV で定める木材輸出関係書類と該当する税関文書と併せ、FLEGT ライセンスを提出する。

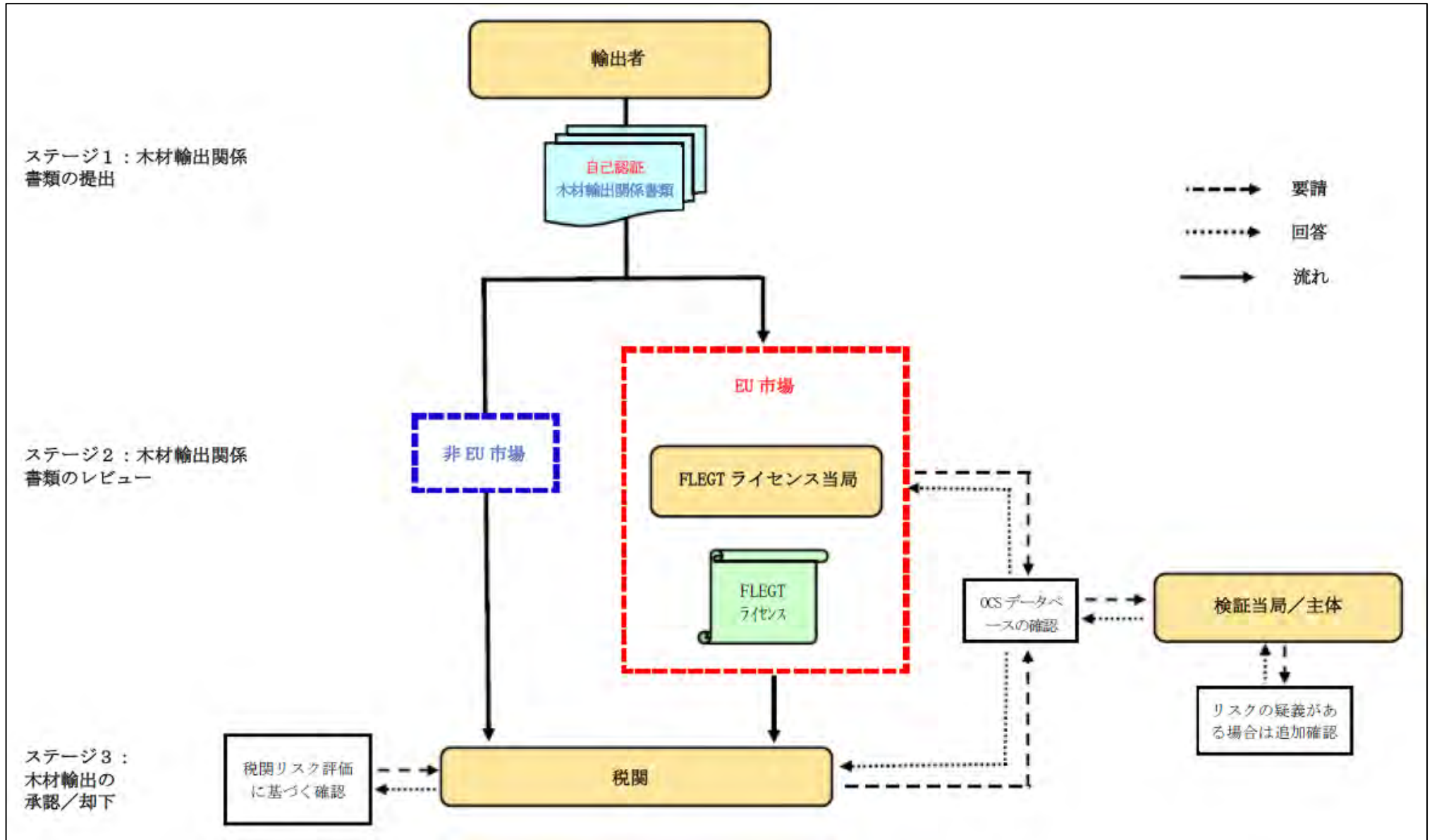


図 4.3.12 輸出の検証 (カテゴリ 1 の法人事業者 附属書 V の図 4 より作成)

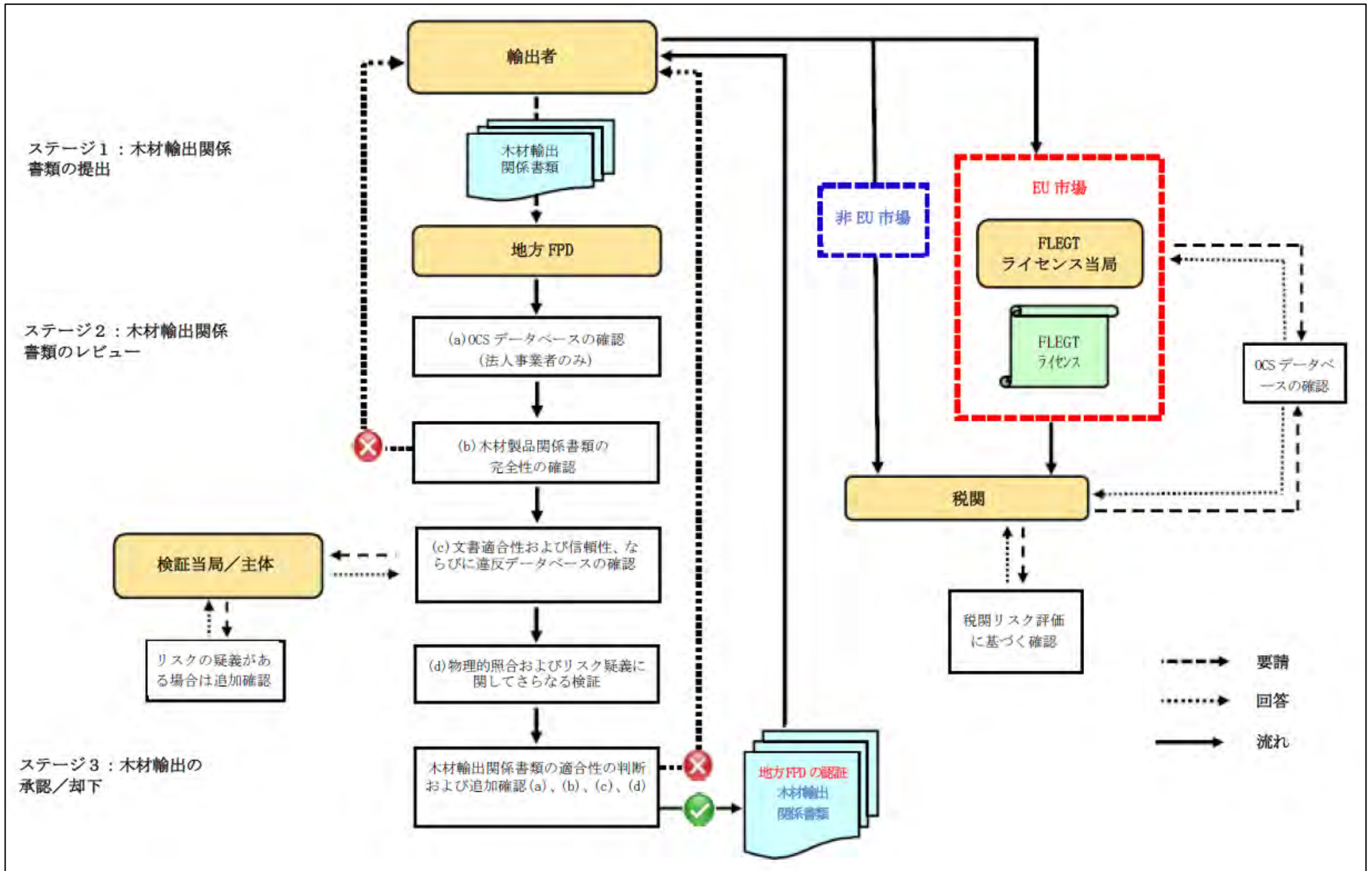


図 4.3.13 輸出の検証（非法人事業者及びカテゴリ 2 の法人事業者 附属書 V の図 5 より作成）

(5) 今後の交渉について (2017年6月時点)

ベトナム国側としては、3年以内の FLEGT ライセンス発行を目標としており、それに合わせた各種法令等の改良について、ワークショップの開催等によるフォローアップ体制を敷くという⁵³。しかし、大筋合意に至るまでに行われたのは対政府レベルの交渉が殆どであり、民間の意見の取り入れが充分ではなかった。また、ベトナム国への輸入材に関する項に相当な時間を使った。今後は、NGO や研究者等の助言も得ながら、FLEGT ライセンス取得による民間への影響を調査することとしており、これには相当の時間がかかると見られている⁵⁴。

また、ベトナム国の特徴として、NGO を含む民間団体が育っていない（法的には存在していない）ことや、第三者評価を実施できる機関が VNFOREST 内の CITES 室だけであることが挙げられ、第三者性の確保に課題がある⁵⁵。

なお、VNTLAS を対欧製品のみを実施すると欧州市場が敬遠される恐れがあることから、協定第 13 条においては、非 EU 市場に対する輸出及び国内市場で販売される木材製品等についても、VNTLAS を用いて合法性を検証することとされている。このことから、日本の輸入業者が実施する合法性の確認手段として、VNTLAS の動向に注視する必要がある。

2) ラオス関連情報

加工貿易国であるベトナムは、木材を隣国から多く輸入しているが、主要な輸入元であったラオスからの輸入は近年激減している。

この原因として、2016 年に首相令第 15 号によりラオス国内の天然林伐採が禁止されたことが挙げられる。本首相令によって、ラオス国内では、転換木材、没収材、輸入材のみが販売が可能になった結果、全産業の輸出総額に占める木材等の輸出額の割合は、90%から 50%に減少した。

一方で、未登録の零細加工事業者等は、閉鎖命令を受けたことから、その活動の場を国内の奥地や国外へ移している。ラオスもまた FLEGT-VPA 交渉中の国であり、こうした零細事業者を含めた CoC 体制の構築に取り組んでいる。

⁵³ 聞き取り調査 VIFORES (2017年6月19日)

⁵⁴ 聞き取り調査 EU Delegation Office (2017年6月20日)

⁵⁵ 聞き取り調査 MARD (2017年6月21日)

4.4 中国

中国の木材合法性に係る関連情報について、既往情報として、林野庁による補助・委託により、一般社団法人全国木材組合連合会が作成した直近数年間の各種事業報告書¹に、以下の項目を含む詳細内容が記述・公開されている。

- 中国国内の森林、林業、および木材産業の現況（地域別・品目別）
- 中国による木材・木材製品の輸出入の現況（品目別・相手先国別）
- 中国政府による違法伐採対策の概況（推進体制、政府調達、国際協力等）
- 中国国内における各種森林認証制度の発展と中国政府による支援の概況
- 民間産業組織による独自の違法伐採対策の概況
- 現地の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディ²

したがって、中国の国産材および輸入材の、それぞれ地域別・相手先国別の流通状況の傾向等を、品目別に把握する上では、まずそちらを参照されたい。

本章においては、それら各種流通や利害関係者による取組を形成する原則となる、木材・木材製品の合法性に係る関連法令および必要書類等について、体系的に整理することを目的として記述することとする。

調査方法として、NGO・NEPCon によるリスクレポート³の文献調査を基に、現地当局および関連業界団体に聴取調査を実施することで、事実関係の裏付けや詳細の確認、その他リスク情報等の収集を図った。

なお、アジア・アフリカ等の、腐敗認識指数等により比較的高リスクとされる第三国から中国が輸入する木材の合法性リスクについては、国内外の様々な研究機関や NGO が各種レポート⁴を公表しており、詳細についてはそちらも併せて参照されたい。

4.4.1 木材等の生産及び流通の状況

各種林政改革等の影響により、中国税関統計によれば、木材の国内生産量が 2008 年以降は約 8,000 万立米でほぼ横ばいに推移している。

一方で、その間に内需拡大により、輸入量が急速な勢いで倍増したことで、貿易収支は輸入超過状態にある。ロシアや東南アジア、オセアニアの島嶼国やアフリカの開発

¹ 一般社団法人全国木材組合連合会（2017）「中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書」（平成 28 年度林野庁委託事業・違法伐採対策取組強化事業）（https://www.goho-wood.jp/jigyoku/h28/doc/h28report_china1_jp.pdf）及び一般社団法人全国木材組合連合会（2015）「中国における木材の合法性証明現状調査報告書」（平成 26 年度林野庁補助事業・地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業（合法木材普及促進事業））（<https://www.goho-wood.jp/jigyoku/h26/doc/h26report2.pdf>）

² その他に大手外資系家具製造販売会社による独自の合法性確認システムを解説したレポートがある。World Resources Institute. 2013. Case Study: IKEA's response to the Lacey Act: due care systems for composite materials in China. (http://www.forestlegality.org/sites/default/files/IKEA_China.pdf)

³ NEPCon China Timber Risk Profile (<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-china>)

⁴ フェアウッド・パートナーズ「クリーンウッド法に対応する木材 DD のための実践情報（国別リスク情報・中国）」（http://www.fairwood.jp/consultation/howto_dd_world_cn01.html）

途上国を含む、違法伐採材の混入リスクが比較的高いとされる世界各国からの輸入材を加工して、日本を含む国際市場に再輸出して、世界最大の木材市場を形成している。

我が国は中国から合板や集成材などのボード類を中心に大量の木材を輸入しており、我が国の木材輸入額において中国は最大の輸入相手先国である。

2014年時点で、木材輸出額の半分程度が、デュー・ディリジェンスを義務化している欧米豪を輸出先としているため、森林認証制度の利用を含む様々な合法性確認の取組への議論が活発化している。

4.4.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権

森林の種類

後述の土地所有権の適用や運営の方法は、段階的な法令改正により多層的に分類された森林の種類によって異なるため、その理解が基礎となる。

森林法第4条は、大枠として森林を、保安林（原語：防護林）、特殊用途林（自然保護林、母樹林、実験林、国防林、革命記念林など）、用材林、薪炭林、経済林の五種類に分類している。

更に国务院意見⁵により、これら五種類を生態公益林（保安林、特殊用途林が該当）と商品林（用材林、薪炭林、経済林が該当）に二別している。

うち、生態公益林については、天然林または人工林であるかを問わず、保全価値や用途により伐採許可の可否や条件が異なる。条件としては、科学調査や森林災害の管理、または生物多様性の保全や天然更新の促進のための間伐等であることを設定しており、伐採許可の発行は非常に限定的である。

一方で、商品林は更に天然林（天然用材林、薪炭林が該当）か人工林（人工用材林、経済林が該当）かにより、伐採許可条件が異なる。

天然林における伐採は、2017年末までに国有林・集団林を問わず全面的に禁止する予定となっている。ただし、薪炭林についても、その他用材としての利用は禁止しているが、生活自給用の薪炭採集のみ許可している。

人工林については、人工用材林、つまり植林の伐採と用材利用を関連法令の遵守を条件に許可しており、中国の国産材の主要な供給源である。経済林は、非木材林産物の産出のために植林された林地であり、収穫逡減により経済性が見込めなくなった場合にのみ、伐採と用材利用を許可している。

⁵ 中共中央国务院关于全面推进集体林权制度改革的意见
(http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1057276.htm)

表 4.4.1 伐採及び用材利用許可条件の枠組となる森林区分

国務院意見区分		森林法区分	伐採・用材利用の可否
生態公益林		保安林 特殊用途林	原則不可 (用途別事由に応じて間伐等を許可)
商品林	(天然)	用材林	原則不可 (2017年末から全面禁止)
		薪炭林	不可 (自給用薪炭利用のみ可)
	(人工)	用材林	可
		経済林	可 (非木材林産物の生産機能を終えた樹木のみ)

土地及び森林に係る権利制度

上述の森林法区分の枠組みの中で、中国における木材合法性を定義するに当たり、土地及び森林の所有制度は、憲法⁶や民法通則⁷、森林法⁸や土地管理法など⁹が規定している。

これらにおいて、土地または林地を所有する権利（土地または林地所有権）、土地または林地を使用する権利（土地または林地使用权）、そして土地または林地に依存する自然資源である森林・材木を所有する権利（材木所有権）の3種の権利を明確に区別している。

まず、土地所有権における国土一般の分類としては、全人民所有地（国有地）と労働大衆集団所有地（集団所有地（原語：集体所有地））が存在する。

うち、国有地については、国務院が土地所有権を行使し、県¹⁰級以上の地方行政機関が行政を執行する。国有土地使用権証明書を発行することで、機関や企業、または個人に土地使用権を請け負わせることが可能である。

一方で、集団所有地は、県級以上の行政機関が発行する土地所有権証明書に基づき、郷鎮の集団経済組織、あるいは郷鎮の下部に位置する住民自治単位である村等の集団経済組織または村民委員会が土地所有権を行使する。いずれもそれらの構成員や、他の機関、企業または個人に土地使用権の行使を請け負わせることが可能である。

⁶ 中华人民共和国宪法 (http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node_505.htm)

⁷ 中华人民共和国民法通则 (http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4470.htm)

⁸ 中华人民共和国森林法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=20095&lib=law>) 及び中华人民共和国森林法实施条例 (<http://www.forestry.gov.cn/main/3950/content-459869.html>)

⁹ 中华人民共和国土地管理法 (<http://www.china.com.cn/chinese/law/647616.htm>) 及び中华人民共和国物权法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=89386&lib=law>)

¹⁰ 中国の行政体系は、基本的に中央政策の施行のため、上位から順に省級（省・自治区・直轄市）>地級（地級市・自治州・直轄市轄区）>県級（県・自治県・県級市・地級市轄区）>郷級（郷・民族郷・鎮）により構成されている。

行政区	基本	人口集中地区	上位自治体の直轄	少数民族地域	内モンゴル
省級	省	直轄市	特別行政区	自治区	内蒙古自治区
地級		副省級市・省都	副省級区	副省級自治州	
	地区	地級市		自治州	アイマク（盟）
県級	県	県級市	市轄区	自治県	旗、自治旗
郷級	郷	鎮	県轄区、街道	民族郷	ソム、民族ソム

したがって、林地も同様に国有森林と集団所有林が存在する。

国有林の林地使用权は、主に国有森林・工業グループや、国有林業局、国有林場等の経営管理機関により行使される。

その一方で、集団林の林地使用权は、主に郷村林場や農家、企業が請け負う。請け負われた林地使用权（林地請負経営権）は、相続、譲渡、抵当化、担保化、および株式化が可能である。

なお、請負の際に、県林業局等が、林地所有権に係る紛争が無いことを確認¹¹した上で、全国統一様式による林権証を発行¹²する。発行に当たり、契約書には契約者両者の名前と住所、対象となる森林の詳細、請負の開始日と終了日、契約金額、支払い方法が明記される必要がある。なお、一部地方行政区域は、法的に林地と分類されていない土地の森林についても、林権証の発行権限を有することがある。

林地使用权または林地請負経営権によって造林が可能になり、その成果として材木所有権を保持することができる。

表 4.4.2 森林に係る権利制度¹³

属性	権利名	権限	権利者
土地	林地所有権	占有、使用、収益、処分	国、集団
	林地使用权 (請負経営権)	占有、使用、収益	国、集団、私的主体
地上物	材木所有権	占有、使用、収益、処分	国、集団、私的主体
	材木使用权	占有、使用、収益	国、集団、私的主体

※材木使用权は独立した法定権利であるが、基本的に林地使用权・材木所有権に付随する。

以上のことから、全人民（国）または労働大衆集団は、林地を所有したうえ、それを利用および材木を所有することができるのに対して、それ以外の企業や個人等は林地を所有することができず、その請負利用及び材木の所有のみが可能である。

なお、事業者は全て、県級以上の工商行政管理局により商業登記証の発行を受ける必要がある¹⁴。その際に事業目的または範囲を定めて、毎年実施される監査時に事業内容がそれを逸脱していないことを証明する必要がある。

また、商業登記証の発行から 30 日以内に、税関総局（原語：国家税務局）の県級以上の所轄税務局より、税務登記証の発行を受ける必要がある¹⁵。税務登記証は、銀行口座の開設と付加価値税送り状（原語：發票）の購入に際して必要となる。

これら一連のプロセスを経て、両登記証の発行を受け、維持しない限りは、事業を操

11 中华人民共和国农村土地承包法（<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=41762&lib=law>）、中华人民共和国农村土地承包经营纠纷调解仲裁法（<http://www.forestry.gov.cn/main/24/content-204668.html>）、及び林木林地权属争议处理办法（<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204759.html>）

12 林木和林地权属登记管理办法（<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204744.html>）

13 平野悠一郎（2013）「中国の集団林権制度改革の背景と方向性」、『林業経済』66(8), pp1-17, 林業経済学会より抜粋・編集

14 中华人民共和国公司法

（<http://wenku.baidu.com/link?url=rklYkWRxwQBLXhGrPRie6g73Ns0fxTfa8Ed6YpN3ujSiDO5pRXXKD3WAqNe3nHCTvkkx-V4rMQ95qpywjBanHwewDrrFSs67bAffZWpGPh17>）

15 税務登記管理办法（http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62924.htm）

業することができない。

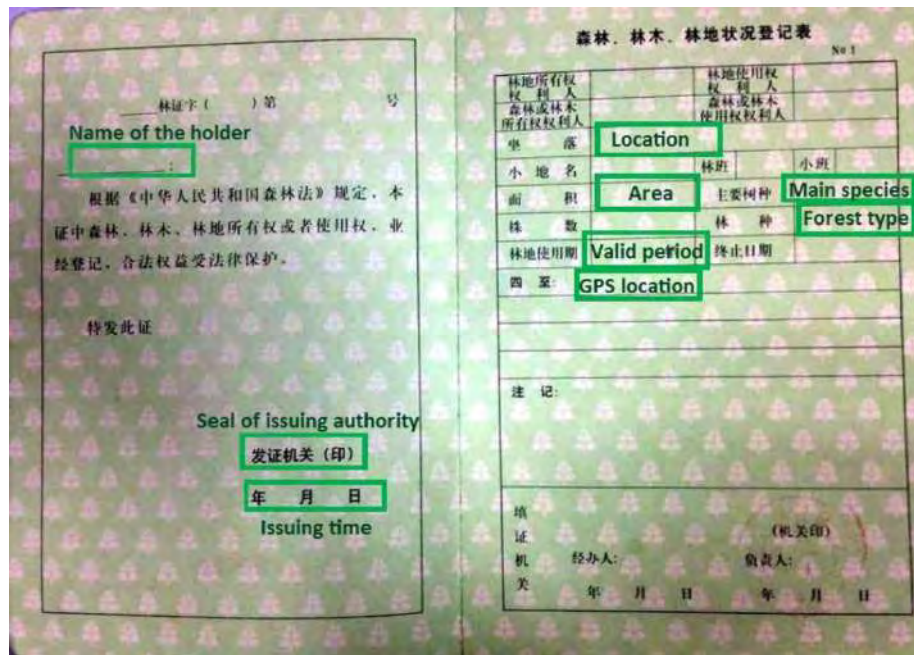
ただし、2015年10月1日以降に設立される法人については、商業登記証と税務登記証を組み合わせた営業許可証（原語：营业执照）が発行される。それ以前に設立された法人についても、2017年11月30日までに、旧式の登記証を全て組み合わせて、営業許可証に取り替えることになっている。

他方、鉱業等の林業以外の事業目的による林地の開発・占有は極力回避することが基本とされているが、必要な場合は中央または県級林業当局の許可を得なければならない¹⁶。申請の際に事業主は、商業登記証、事業許可関連書類、林権証、求償契約、実行性報告書等を提出しなければならない。これに応じて、林業当局は植生復元計画を策定するとともに、現場監査員を配属する。申請承諾の後、事業者による更新費（後述）の支払を経て、正式に林地使用監査同意書（原語：使用林地审核同意书）が発行される。

表 4.4.3 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
林権証	林地および材木の所有権・使用権の保持者を確認 伐採許可証でも確認可（詳細は後述） 請負の場合に、林地使用権の転移事実の記載を確認
商業登記証	私企業の場合に確認
税務登記証	2017年12月1日以降は、全て営業許可証に統一
林地使用監査同意書 （使用林地审核同意书）	林地の非林業系土地利用転換を事由に発生した木材の場合に確認

¹⁶ 占用征用林地审核审批管理办法 (http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61894.htm)



別枠により囲んだ箇所は、左頁左上から順に、林権証保持者の名称、発行当局の印章、発行年月日、右頁左上から順に、場所、面積、主要樹種、森林の種類（後述）、使用期間、GPS位置情報

主な確認点：

- ・ 伐採時も有効か
- ・ 権利者の名称は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 権利者の名称は、発票に記載のものと一致しているか
- ・ 場所は、運輸許可証に記載の始点と一致しているか
- ・ 権利者の名称は、事業・商業登記証に記載のものと一致しているか
- ・ 樹種は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 該当する森林の種類において、伐採は許可され得るか
- ・ 発行当局は、県級以上か

図 4.4.1 林権証のイメージ



別枠により囲んだ箇所は、上から順に、題名（原語：营业执照）社会信用代码、法人の名称・住所、営業期間、発行当局の印章

主な注意点：

- ・ 法人の名称は正確か
- ・ 法人の名称は、伐採許可証および発票に記載のものと一致しているか
- ・ 製品の種類は、取扱許可された範囲内として妥当か
- ・ 許可証は取引時でも有効か
- ・ 社会信用番号は、発票に記載のものと一致しているか

図 4.4.2 営業許可証のイメージ

② コンセッション・ライセンス

林地使用権とそれに付随する材木の所有・使用権について、国有林は全て国家組織が保持しており、集団林は主に村民委員会や個人農家等が保持している。

森林コンセッションが、政府機関の所有する林地の地上物の使用権、つまり国有林の材木使用権を、非政府系の他者に許与するものであるという定義において、中国に該当制度は存在しない。

③ 森林管理・伐採計画

森林法および森林法実施条例は、各級の森林行政機関に全体計画の策定を義務付けている。また、明確な権利のもとに森林管理を実施しているあらゆる事業体に、全体計画に依拠した森林管理計画を策定すべきとしている。通常、森林管理計画は 10 年単位とし、用材林の場合は 5 年単位としている。同時に、木材生産計画も併せて策定すべきとしている。

該当する事業体を計画作成単位と定めて、以下の 3 種類に分類したうえで、異なる計

画作成過程を課す。

第1類：国有林業局、国有林場、国有林業経営会社を含む国有林経営機関等

第2類：200ha以上の集団林を管理する集団経営組織または民間企業等

第3類：その他の集団林を管理する集団林組織または民間企業等

計画作成過程として、第1類は、森林資源インベントリに基づいて両計画を作成したのち、該当級の林業当局による審査を経て、承認を得る。

第2類は、県または省級林業当局の指導の下に、簡易な森林管理計画を作成するとともに、5m³以上の伐採の場合に木材生産計画を作成する。

第3類は、第2類と同様であるが、県級林業当局と共同で作成する。

なお、国務院により5年毎に、成長量を超過しない範囲で年間木材収穫量が決定され、収穫量を割り当てる。この収穫量に基づき木材生産計画を策定する必要がある。

収穫量の策定過程として、第1類（国有林）の場合は、前述の両計画作成と同様に森林資源インベントリに基づいて割当量を算出して、国家林業局及び国務院に提出後、承認を得る。

第2・3類（集団林）の場合は、県級林業当局が割当量を算出して、省級で集計・調整後、国務院に提出して最終決定する。

ただし、第1類による森林管理計画の策定は義務であるが、その作成過程や履行実態の公的なモニタリングは実施されておらず、必ずしも厳格に法施行がなされているわけではない。中国林業科学院の調査によれば、結果として、第1類の多くは履行遵守しているものの、未だに部分的または全面的に要求を満たしていないケースが存在する。したがって、このような第1類事業者が生産した木材の場合は、違法性を帯び得る。

また、一方で第2・3類については、森林管理計画の策定が要求ではあるが義務ではないために、ほとんどの事業者は履行遵守しておらず、小規模事業者を中心に木材生産計画すら作成していないケースも多く存在する。とはいえ、あくまでも義務ではないため、このような第2・3類事業者が生産した木材は必ずしも違法性を帯びるわけではない。

したがって、特に第1類事業者については、両計画の有無や整合性、県単位の法施行実態を、地域の県級林業当局に確認することが求められ得る。なお、現在は中国当局もこれらの問題性を認識しており、解決のための制度改善が急務となっている。

表 4.4.4 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	第1類事業者は林業当局の承認が必要
木材生産計画	事業者を問わず林業当局の承認が必要 森林管理計画に含むことが可
年間収穫量割当許可	国務院の承認が必要

5.3 生态公益林培育管理	- 40 -
5.4 商品林培育管理	- 41 -
5.5 经济林培育管理	- 44 -
5.6 竹林培育	- 45 -
5.7 林下经济发展规划	- 45 -
5.8 种苗规划	- 45 -
第 6 章 森林采伐	- 47 -
6.1 采伐原则	- 47 -
Information of harvesting volume	- 47 -
6.3 年伐量的确定	- 48 -
6.4 伐区配置	- 52 -
6.5 毛竹采伐	- 53 -
第 7 章 非木质资源经营	- 54 -
7.1 经济林经营	- 54 -
7.2 林木良种培育	- 54 -
7.3 绿化苗木生产	- 54 -
7.4 林下经济开发	- 54 -
7.5 森林旅游资源开发	- 55 -
第 8 章 森林保护	- 56 -
8.1 生物多样性保护	- 56 -
8.2 森林防火防控	- 56 -
8.3 有害生物防控	- 57 -



森林管理計画に木材生産計画を含み記載した例
 主な確認点：

- ・ 当局により承認されたものか
- ・ 伐採時に有効か
- ・ 許容伐採量は、明記されているか
- ・ 年間伐採量は、年間成長量よりも少ないか
- ・ 該当する森林の種類において、伐採は許可され得るか
- ・ 対象地域に自然保護区は含まれるか、また含まれる場合はどのような保護対策を計画しているか

図 4.4.3 森林管理計画のイメージ

④伐採許可

伐採施業を開始する前に伐採許可を取得する必要がある。伐採許可は、対象が集団林の場合は県級林業局へ申請する。その他の場合は、申請主体が属する等級が該当する県、省、または国家林業局の各級林業当局へ申請する。

取得申請の際に提出が必要な書類・条件は以下の通りである。

- ・伐採施業計画
- ・前年度の更新検収合格証（該当する場合）¹⁷
- ・更新費の支払（詳細は後述）
- ・林地所有権証明書または林権証（前述）

伐採施業計画は、割当許可された範囲内で収穫量を定めるとともに、伐区範囲や伐採樹種、伐採方法などを明記する必要がある。伐採許可を発行する当局は、施業後に計画通りの伐採と再生林が履行されたか否かを確認する権限を有する。

なお、人工用材林については、胸高直径が 10cm 未満の立木や竹林を伐採量の算出に含まない。また、実際の年間伐採量が年間割当量に満たない場合は、県級林業当局の承認と国家林業局の書面認定を条件として、余剰分を次年度に持ち越すことが可能である。

また、多くの省は、農家が家屋や農地周縁部で自家消費用に伐採する際に、伐採許可の取得義務を免除している。ただし、森林保護に重点を置く一部の省では、村民委員会による信任状や、更にはその信任状に加えて伐採許可の取得を要求する場合がある。

伐採許可証の有効期間は、通常 3 ヶ月から半年までであるため、それよりも長期にわたる同一の伐区での伐採施業の場合には、複数回許可証を取得する必要がある。ただし、伐採量が大きいと、有効期間も長く設定して発行される。



表 4.4.5 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林伐採許可証 (原語：林木采伐许可证)	記載内容を後述の各種書類と照合確認

¹⁷ 森林采伐更新管理办法 (http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860813.htm)

Forest harvesting permit
林木采伐许可证

编号: 34060301151207001

Holder of permit		采字[20] 第 1207号	
根据 采伐申请 填报的伐区调查设计(申请), 经审核, 批准在		Location	
场(乡镇) / 林班(村) / 作业区(组) / 小班(地块)采伐。			
采伐四至: 东 相阳炮 南 一册地 西 石堡 北 祝庄生产路。			
GPS 定位: 11111111		Species	
林分起源: 人工	林种: 一般用材林	树种: 意杨	
权 属: 集体	林权证号(证明): /		
采伐类型: 主伐	采伐方式: 皆伐	采伐强度: 20%	
采伐面积: 3.93 公顷(株数: 2100)	Harvest volume		
采伐蓄积: 356.8 立方米	Time of harvesting (出材量)		
采伐期限: 2015 年 1月 0日至 2015 年 1月 31日			
更新期限: 2015 年 03月 14日			
更新面积: 3.93 公顷(株数: 2100 株)			
<input type="checkbox"/> 占限额 <input type="checkbox"/> 不占限额			
备注: 占限额 意杨,采伐2100株,商品材蓄积548.90立方米,商品出材356.80立方米			
Seal of issuing authority			
	发证机关(章)		
			领证人:
Issuing time		发证日期: 2015 年 月 日	

注: 1. 此证一式二联, 第一联为存根, 第二联为采伐凭证。
2. 超过规定采伐期限, 此证无效。
3. 采伐凭证联章印省级以上林业主管部门采伐许可证管理专用章。
4. 非国有林木采伐不填写GPS定位。

第一联 存根

枠内の別枠により囲んだ箇所は、上から順に、許可証保持者の名称、伐採場所、樹種、許可伐採量、伐採期間、発行当局の印章、発行年月日

主な確認点:

- ・ 伐採期間は、運輸許可証に記載の運輸日よりも前か
- ・ 妥当性のある当局による印章があるか (その真贋確認は記載当局に直接問い合わせが必要)
- ・ 許可対象となる面積と森林の種類は記載されているか
- ・ 許可証保持者の名称は、発票における販売者の名称と一致しているか
- ・ 伐採量は、発票、運輸許可証、および植物検疫証明書に記載の量以上か
- ・ 樹種は、発票、運輸許可証、および植物検疫証明書に記載のものと同じ一致しているか
- ・ 伐採場所は、運輸許可証に記載の始点と同一または近隣か

図 4.4.4 伐採許可証のイメージ

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

伐採に係るロイヤルティは、事業者の経済的かつ事務的な負担を取り払い、植林を奨励するため徴収しておらず、現在は更新費及び植物検疫費の2種類の関連費用を徴収しているのみである。

このうち、更新費は、木材や竹、その他林産物の素材購入者が支払い、各級担当林業局が徴収して、伐採地の復元・維持に使用される。更新費の支払は、伐採許可証の発行条件となっていることから、原則として伐採許可証により更新費の支払を確認することが可能である。

また植物検疫費は、同素材購入者が支払い、検疫事務所が徴収して、検疫や種子・苗木の防疫管理に使用される¹⁸。これも同様に後述の植物検疫証明書の発行に必要なことから、原則として植物検疫証明書により植物検疫費の支払を確認できる。なお、中小規模事業者は植物検疫費の支払が免除されている¹⁹。

表 4.4.6 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
更新費の領収書 (または森林伐採許可証)	森林伐採許可証の発行条件
植物検疫費の領収書 (または植物検疫証明書)	植物検疫証明書の発行条件 中小規模事業者は支払義務が免除

②付加価値税とその他売上・販売税

産業振興策として数々の免税措置を施したことで、現在、生産・販売事業者は付加価値税(原語: 増値税)²⁰、都市維持建設税、所得税(後述)の3種類のみを納税義務を有している。このうち、都市維持建設税は付加価値税に付随して徴収するものである。

また付加価値税については、丸太に原則13%を課税するが、小規模事業者の場合は4%に減免している。林地残材や残渣物を使用して製造する者、自ら生産・製造した商品を販売する森林経営者、および法人化せず所有する立木を販売する個人を免税対象者として指定している²¹。

納税するに当たっては、前述のとおり、事業者は全て商業登記証の発行から30日以内に、税関総局の県級以上の所轄事務所より、税務登記証を取得する必要がある²²。

付加価値税の納税証明については、納税額の表記を含むインボイス、つまり送り状がその役割を果たす。

中国においては、日本のように事業者が独自の自由な形式で請求書・領収書を発行す

¹⁸ 植物検疫条例实施细则(林业部分)(<http://www.forestry.gov.cn/main/3951/content-204766.html>)

¹⁹ 关于取消、停征和免征一批行政事业性收费的通知

(http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141229_1173518.html)

²⁰ 中华人民共和国增值税暂行条例(http://www.gov.cn/zxft/ft162/content_1171395.htm)

²¹ 财政部国家税务总局关于以三剩物和次小薪材为原料生产加工的综合利用产品增值税即征即退政策的通知

(http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/caizhengbuwengao2006/caizhengbu20069/200805/t20080519_24448.html)

²² 中华人民共和国税收征收管理法(http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_146791.htm)

ることができず、税務局より購入する法定の送り状（以下：発票）を使用する必要がある²³。

売買取引において、売り手は税務局から発票用紙を購入し、金額や取引先等の情報を印刷したものを買い手に提出する必要がある。

反対に、買い手は税務申告して経費認定を受けるため、発票を提出する必要があることから、売り手に発票を要求する動機を有している。

偽造及び脱税対策として、税務局は発票を連番登録管理しており、税務申告の際に提出されなかったものについては確認等を義務付けていることから、売り手には正確な売上報告が求められる。

もう一方で、売り手はその営業許可範囲により発票に記載が可能な内容が定められていることから、買い手は税務申告で必ず受理されるよう、記載内容の整合性を確認する動機を有している。発票の基本情報は、税務局が管理するオンラインシステムにより公表され、広く一般によりその真贋または整合性の確認が可能となっている。

表 4.4.7 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
付加価値税（増値税）送り状 （原語：発票）	売り手より入手

²³ 中华人民共和国发票管理办法 (<http://www.chinanews.com/fz/2010/12-27/2748437.shtml>)



別枠により囲んだ箇所の英訳は、上から順に、発行年月日、売り手の名称、住所・電話番号、製品名、数量単位、数量、買い手の名称、住所・電話番号

主な確認点：

- ・ 発行年月日は記載されているか、そして妥当か（特に伐採許可証に記載の日付より後か）
- ・ 量・数量は、運輸許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 製品名は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 売り手および買い手の名称は、運輸許可証に記載のものと一致しているか

図 4.4.5 発票のイメージ

③収入及び利益税

原則として、事業体には 25%の所得税の支払を義務付けており、零細または小規模事業体は例外的に 20%に減免している²⁴。

しかし、財政部および国家税務局の通達²⁵により、森林管理、苗木の生産、及び一次加工に従事する事業体、並びに、小径木、林地残材、工場の木材残渣を使用して、木質パネル、木材チップ、木質飼料、木炭、小片（パーティクル）等を製造する二次加工事業体については、所得税を免税している。また、国境地帯に位置する国有林場についても所得税を免税している。

したがって、素材生産および一次加工事業体には、所得税を納税する義務が実質的にない。

ただし、同一事業体内で上記業態に加えてその他の事業を実施する場合は、免税対象となるために会計を分離する必要がある。

²⁴ 中华人民共和国税收征收管理法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=206072&lib=law>) 及び中华人民共和国企业所得税法 (<https://wenku.baidu.com/view/aabaf2718e9951e79b8927d4.html>)

²⁵ 财政部・国家税务总局关于林业税收政策问题的通知 (<https://wenku.baidu.com/view/4ac4c5b4960590c69ec376f7.html>)

(3) 伐採施業

①林業（木材伐採）規則

前述のとおり、伐採施業には伐採許可を取得する必要があるが、申請の際に伐採施業計画を作成・提出しなければならない。

この伐採施業計画は、森林伐採作業規程²⁶に則り作成する必要がある。

具体的には、伐区の境界と面積を確定するとともに、伐区の立木密度、蓄積量、樹種構成、林齢構成等を調査して、伐採量と伐採施業方法を選択、最後に管轄林業当局による承認を得る²⁷。

伐採施業計画と伐採許可証は、施業現場で常に利用可能でなければならず、その記載内容に厳格に基づいて実際に施業しなければならない。実際の施業における伐区の範囲や伐採量は、計画段階で定められた誤差範囲を超えてはならないことになっている²⁸。

施業時は、特に若齢の残存木の保護や、造材等により発生した枝葉末節等を林地に極力残さないことなどが、更新促進を目的として義務付けられている。

施業後は、伐採許可を発行した当局が現場検査を実施して、合格した場合に更新検収合格証を発行する。なお、村民委員会と個人の農家については、自己検査の結果を県または省級当局がサンプリング調査することにより簡易化を図っている。

表 4.4.8 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採施業記録	伐採許可証と伐採施業計画の内容と照合
更新検収合格証	村民委員会と個人農家は発行対象外

②保護地域及び樹種

前述のとおり、保護地区に属する森林または保護樹種を含む森林は、基本的に生態公益林という大枠のもと、保安林または特殊用途林に指定されている。その指定基準²⁹や管理方法³⁰の詳細を定め、伐採は森林管理や更新促進を目的としたものに限定しており、林業当局による幾重もの審査を経て承認される必要がある。

また、自然保護区条例³¹に則り、環境保護部や国家林業局などの行政機関が自然保護区の制度を確立して管理しており、自然保護区の運営との整合性のある経済技術政策の展開を国家に義務付けている。

自然保護区においては、最低位の保護レベル地帯を除き、伐採、狩猟、放牧、漁労、開墾、採鉱、採石を禁止している³²。最重要地帯と緩衝地帯においては、観光やいかなる

²⁶ 中华人民共和国行业标准森林采伐作业规程

(<http://ylj.nanjing.gov.cn/jsbz/201606/P020160627845973156310.pdf>)

²⁷ 国家林业局关于完善人工商品林采伐管理的意见

(http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile_1130.html)

²⁸ 最高人民法院关于审理破坏森林资源刑事案件具体应用法律若干问题的解释

(<http://www.forestry.gov.cn/portal/zfs/s/809/content-105803.html>)

²⁹ 国家级公益林区划界定办法 (<http://www.forestry.gov.cn/portal/xby/s/1277/content-126974.html>)

³⁰ 生态公益林建设技术规程 (<https://wenku.baidu.com/view/198bbc32f11f18583d05a32.html>)

³¹ 中华人民共和国自然保护区条例 (http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/27/content_70636.htm)

³² 国家级自然保护区监督检查办法 (http://www.fdi.gov.cn/1800000121_23_61805_0_7.html)

生産活動も禁止している。最重要地帯に至っては、立入自体を禁止しており、科学調査を目的として立入を希望する場合は、事前に省級当局に活動計画を提出して立入許可を取得する必要がある。

このような森林・土地利用区分のもと、野生植物保護条例³³は、保護当局による全国または地域レベルで絶滅が危惧されている植物種の保護対策の実施を定めている。それら植物種の発生地帯は自然保護区に設定し、必要に応じて繁殖基地や生殖細胞バンクの設立運営等も実施することとしている。

国務院は全国区の絶滅危惧種のリストを、省行政局は地域区の絶滅危惧種のリストをそれぞれ承認・公開している。それらの学術目的の採集や人工的な栽培のためには、いずれも県級林業当局の承認のもと、全国区の絶滅危惧種は国家級林業当局より、地域区の絶滅危惧種は省級林業当局よりそれぞれ許可を受ける必要がある。

表 4.4.9 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林伐採許可証	伐採許可を得た樹種、伐区の位置、伐採禁止区域等の情報を含む
希少種・絶滅危惧種リスト	全国区及び地域区の両方が存在する
生態公益林分布図	地域の林業局または国有林場より入手可

③環境配慮事項

森林伐採作業規程³⁴により、林業機械の使用・保管や廃棄物・排水の処理等の基本的な衛生管理から、河岸施業における緩衝帯の設置といった具体的な施業方法まで、基調となる様々な環境配慮事項を規定している。

また、国家林業局の意見³⁵等により、商品林のうち傾斜が15度以上の伐区での伐採については、5ha以上の皆伐施業を禁止したり、5度以上の林地での植栽や若齢林の間伐については、土壌流出や水質汚染の予防策を求めたりして、土壌・水系の詳細な保護方策を追加的に指定している。

特に土壌流出や水質汚染のリスクが高い生態的に脆弱な地域については、水土保持法³⁶が植生保護を求めており、皆伐を全面的に禁止している。保水林や防風林等の保安林については、間伐または更新促進伐採のみ許可している。

森林火災の予防については、国務院による森林防火条例³⁷により、県級以上の行政当局が火災予防重点地区をゾーニングして、定期的な火災発生因子の点検や予防策を講じることが義務付けている。予防策の一つとして、因子点検の結果に基づいて森林火災の特別予防期間を設定して、期間中は当局による許可無しに林内に立ち入ることを禁ずる

³³ 中华人民共和国野生植物保护条例 (<http://www.forestry.gov.cn/portal/jsxh/s/3477/content-537529.html>)

³⁴ 中华人民共和国行业标准森林采伐作业规程 (<http://ylj.nanjing.gov.cn/jsbz/201606/P020160627845973156310.pdf>)

³⁵ 国家林业局关于完善人工商品林采伐管理的意见 (http://www.forestry.gov.cn/portal/main/govfile/13/govfile_1130.html)

³⁶ 中华人民共和国水土保持法 (http://www.gov.cn/flfg/2010-12/25/content_1773571.htm)

³⁷ 中华人民共和国国务院令森林防火条例 (http://www.gov.cn/flfg/2008-12/05/content_1171407.htm)

ことがある。

森林法と森林病虫害防治条例³⁸は、森林病虫害の予防原則を森林施業計画に適用することを要求しており、また発生した場合は、その重大性に基づき各級の林業当局に報告することを義務付けている。

環境影響評価法³⁹は、行政機関による土地利用や建築・インフラ整備事業について、事業計画の提出に先立ち環境アセスメントの実施を義務付けており、森林の土地利用も対象としている。

なお、2012年11月に開催された中国共産党第18回全国代表大会において、国家全体計画の5本柱に、「経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、生態文明建設」を据えて、環境保護関連事業に注力していくことを明示しており、政策施行や監査体制の強化を図っていくとしている。

表 4.4.10 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
森林管理計画	第1類事業体は林業当局の承認が必要
木材生産計画	事業体を問わず林業当局の承認が必要

④安全衛生

労働法により全ての雇用主体は、労働者の健康と安全を守り、職場における事故やあらゆる労働災害を防止することが求められている⁴⁰。そのために必要とされる設備や装備が提供され、一定の危険を伴う労働を担う者には、定期的な健康診断や職業安全教育が施されなければならない。労働災害保険の支払も義務のひとつである。

また、労働組合は労働安全のための法律や規則作りに参加して、その履行の下にある労働者の権利保護に寄与することが求められている⁴¹。また同様に、労働災害の予防処置を監査する役割を担っており、その勧告を下に雇用主体は予防処置の改善を図らなければならない⁴²。

労働当局もまた、労働災害の件数や死亡者数、職業病患者数等を記録・監理するとともに、労働災害保険の支払と適切な運用を監理して、適切な指導を実施することが義務付けられている。

また、女性労働者についても、特有の労働基準を設定して、一定強度のある労働を禁止あるいは抑止している⁴³。特に授乳中の女性には、一定強度の労働や、授乳する上で不適當な労働、残業や夜勤を禁じている。

³⁸ 森林病虫害防治条例 (http://www.gov.cn/flfg/2005-09/27/content_70642.htm)

³⁹ 中华人民共和国环境影响评价法 (<http://www.china-eia.com/en/policiesregulations/lawsregulations/4659.htm>)

⁴⁰ 中华人民共和国劳动法 (http://www.china.org.cn/living_in_china/abc/2009-07/15/content_18140508.htm)

⁴¹ 中华人民共和国安全生产法 (<http://www.safehoo.com/Laws/Interpretation/201502/384140.shtml>)

⁴² 中华人民共和国职业病防治法 (<http://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=9208&CGid>)

⁴³ 女职工劳动保护特别规定 (<http://www.66law.cn/tiaoli/465.aspx>)

昨今、中国政府は国際労働機関の北京事務所と協働して、労働安全と健康の状況改善に向けた様々な取組を実施しており、労働市場一般においては特に労働者の社会保障において改善が見られるとされる⁴⁴。

表 4.4.11 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働災害保険証書	
労働災害記録	
安全教育の実施記録	
特殊作業操作証	チェーンソー作業等の危険作業従事者
外部委託契約書	外部委託や派遣労働者を使用する場合

Name of wounded		Time of accident		事故発生時間		事故类别	
受伤者姓名	性别	年龄	岗位工种	技术等级			
原健康状况	安全教育情况		伤害程度	伤害部位			
事情经过	事故报告人： 年 月 日						
事故主要原因	Reason of accident	Signature of responsible person 事故部门负责人签字： 年 月 日					
事故责任及处理意见	Signature of accident company Responsible person and time 单位负责人签字： 年 月 日		事故调查结论		调查组代表签字： 年 月 日		
安委会处理意见	年 月 日						

別枠により囲んだ箇所は、左上から順に、被災者の名称、災害発生時の年月日、災害の主な発生理由、労働災害管理部門の責任者の署名、雇用者・責任者の署名および署名年月日

主な確認点：

- ・被災者の名前は記載されているか
- ・災害発生時の年月日は記載されているか
- ・災害の主な発生理由は記載されているか
- ・労働災害管理部門の責任者の署名はあるか
- ・どのような救済措置がなされたか

図 4.4.6 労働災害記録のイメージ

⁴⁴ International Labor Organization. 2014. World Social Protection Report 2014-15: Building economic recovery, inclusive development and social justice. (http://www.ilo.org/global/research/global-reports/world-social-security-report/2014/WCMS_245201/lang--en/index.htm)



別枠により囲んだ箇所は、上から順に、保持者の名称、特殊作業範囲、有効期限、技能再確認の年月、そして本人の証明写真が掲載される

主な確認点

- ・ 保持者の名前は記載されているか
- ・ 作業時有効か
- ・ 技能再確認の年月が記載されているか
- ・ 特殊作業範囲は記載されているか

図 4.4.7 特殊作業操作証

⑤合法的な雇用

労働法により、全労働者は、雇用の平等性、職業選択の自由、労働の対価、休暇や健康・安全、事前の専門的な職業訓練、社会保障や福利厚生を享受する権利を有しており、労働紛争の調停申請が可能である。また、その属する国籍や民族、性別や信条による雇用差別や、16歳未満の児童労働を禁じている。

林業事業者を含む法人としての雇用組織は、雇用関係を構築するに当たり、必ず労働契約を締結しなければならない。両者の権利と義務を明確にする必要がある⁴⁵。契約書には、雇用期間、労働に係る要求事項の詳細、労働者の保護に係る保障事項、給与、労働規則、契約の解消条件、契約違反に係る責任事項等を記載しなければならない⁴⁶。

原則として、労働時間は一日 8 時間および週 44 時間を超過してはならず、週 1 日の休暇と法定休日の休暇の取得が義務付けられている。雇用者が超過勤務を命令する場合は、労働組合および労働者との交渉に基づき、原則として 1 日 1 時間以内、または特別な事情がある場合に限り 3 時間を上限に可能となる。超過勤務を命令する場合には、通常勤務日については 150%以上、週毎の定期休日については 200%以上、不定期の法定休日については 300%以上を支給しなければならない。

最低賃金については、省級当局が定めた、国務院が公示している。

病欠、産休、退職、失業手当を含む、各種社会保障の提供も義務付けられ、政府の指導の下に更なる拡充が図られている。社会保険の費用の支払は、通常は労働者が賃金のうち 10%を差し引いて支払い、雇用主体は同賃金の 32%を別途追加で支払う。

労働者は、労働者を代表する労働組合により、その権利を保障するために、集団交渉活動を展開する自由がある⁴⁷。また、雇用組織の経営管理に参画するとともに、雇用者の役員会議等において労働者の権利保護に係る交渉に臨むことが可能である。その結果の合意内容について、労働組合または労働者の代表者による署名により、集団単位で契約を締結することができる。必要であれば、労働者、雇用組織、労働組合の各代表により構成される労働紛争調停委員会を組織して調停申請を、それでも紛争解決ができない場合は、裁判所へ訴訟することが可能である。

国家安全生产监督管理局およびその地方当局は、各種関連法令の施行を監理する役割を有しており⁴⁸、労働組合もまた、上記の労働者の権利の保護や、雇用主体による法令遵守を監理する役割を担っている。

⁴⁵ 中华人民共和国劳动合同法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=199310&lib=law>)

⁴⁶ 中华人民共和国劳动保护法 (<http://www.doc88.com/p-212659327962.html>)

⁴⁷ 中华人民共和国工会法 (<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=37083&lib=law>)

⁴⁸ 中华人民共和国国务院令・劳动保障监察条例
(<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=55940&lib=law>)

表 4.4.12 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働者および外部委託契約者名簿	
給与支払記録	
雇用契約書	雇用期間や国籍を問わず必要
労働者の社会保障カード（カード）	社会保障費等の保険代支払の証明
社会保障費等の保険代支払記録	

※労働者に係争の有無について聴取調査を実施することも有効

別枠により困んだ箇所は、左から順に、雇用主体の名称、労働者の名称、支払金額
主な確認点：

- ・ 妥当かつ正確な支払日が記載されているか
- ・ 全ての労働者の名称が記載されているか
- ・ 支払金額は地域の最低賃金を下回っていないか

図 4.4.8 給与支払記録のイメージ

Labor Contract
劳动合同

Company name
甲方（用人单位）名称：_____

法定代表人（主要负责人）：_____

注册地址：_____

经营地址：_____

Worker's name
乙方（劳动者）姓名：_____

性别：_____ 出生年月：_____

居民身份证号码：_____ 联系电话：_____

现居住地址：_____ 邮编：_____

户口所在地：_____ 邮编：_____

根据《中华人民共和国劳动合同法》以及有关法律、法规的规定，经甲乙双方平等自愿，协商一致，共同签订并履行本合同所列条款。

Working period
一、劳动合同期限（选择下列其中一项）

本合同为固定期限劳动合同。合同期从_____年_____月_____日起
至_____年_____月_____日止；其中试用期为从_____年_____月_____日
起至_____年_____月_____日止。

本合同为无固定期限劳动合同。合同期从_____年_____月_____日
起；其中试用期从_____年_____月_____日起至_____年_____月_____日

Working scope
乙方工作岗位（工种）为：_____ 工作地点为：_____ 因生产工作需要，甲方有权根据生产经营需要调整乙方工作岗位。

Protection items

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

甲方应当依法保障劳动者的合法权益，依法建立和完善劳动规章制度，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益，依法保障劳动者的合法权益。

別枠により囲んだ箇所は、左頁上から順に、題名（原語：労働合同）、雇用主体の名称、労働者の名称、契約期間、右頁上から順に、労働の範囲、保護条項

- 主な確認点：
- ・ 妥当かつ正確な日付が記載されているか
 - ・ 支払待遇の詳細は明確か
 - ・ 社会保障・福利厚生について記述されているか
 - ・ 労働時間および休暇日の設定は妥当か
 - ・ 女性や特殊作業を要する労働についての保護条項は記載されているか

図 4.4.9 雇用契約書のイメージ



別枠で囲んだ箇所は、上から順に、保持者の名称、社会保障番号

図 4.4.10 社会保障カードのイメージ

Name		ID Code	SI code	Time	Amount	
序号	员工姓名	性别	身份证号	社会保险证(卡)号	最近月份	最近月份缴费金额
01		男	510602200108	2200	7-8	1244.37
02		男	510602192501	2200	7-8	1244.37
03		男	513101193203	2200	7-8	1244.37
04		男	513101192912	2200	7-8	744.37
05		男	510602199912	2200	7-8	741.37
06		男	510181200001	2200	7-8	741.37
07		男	510181192412	2200	7-8	741.37
08		男	510181196504	2200	7-8	741.37
09		男	612301194002	2200	7-8	741.37
10		女	612301194405	2200	7-8	741.37
11		女	500383191506	2200	7-8	741.37
12		女	610301197004	2200	7-8	675.27
13		男	612301191503	2200	7-8	675.27
14		男	500383200001	2200	7-8	675.27
15		男	460201200206	2200	7-8	642.35
16		女	612421195401	2200	7-8	946.56
17		女	612421195101	2200	7-8	946.56

各列の項目は、左から順に、労働者の名称、性別、身分証明書番号、社会保障番号、支払月、金額
 主な確認点（保険代支払記録が利用可能な場合）：

- ・ 全ての労働者の名称が支払記録に記載されているか
- ・ 全ての労働者の身分証明書の番号が支払記録に記載されているか
- ・ 全ての労働者の社会保障番号が支払記録に記載されているか
- ・ 支払の日付が毎月記録されているか

図 4.4.11 社会保障費等の保険代支払記録のイメージ

(4) 第三者の権利

①慣習的な権利

55 の認定少数民族が存在する中国にあって、特に民族自治区においては、森林境界や森林資源の使用権、そしてそれらに係る紛争の解決方法について、数々の不文律の慣習法が存在する。

一方で、不文律か否かを問わず、それらの慣習法についての取扱や民族間の調整、紛争解決の原則については、各種関連法案⁴⁹が定めており、国务院下の国家民族事務委員

⁴⁹ 中华人民共和国村民委员会组织法

(<https://baike.baidu.com/item/%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E6%9D%91%E6%B0%91%E5%A7%94%E5%91%98%E4%BC%9A%E7%BB%84%E7%BB%87%E6%B3%95>) 及び中华人民共和国国务院令・人民调解委员会组织条例

(http://www.china.com.cn/law/flfg/txt/2006-08/08/content_7060246.htm)

会が管轄している。

これによれば、紛争解決に当たり、原則として当該地の村民委員会が調停の執行を担当するとともに、調停妥結に至らない場合は、人民政府に更なる調停を申請するか、法廷における審議を申し立てることができる。

②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

本項に関連する法律は中国において存在せず、全ての森林の林地や林木の所有権および使用权は、厳格かつ明確に法律により規定され運用されている。

③先住民族の権利

国際労働機関による先住民族の定義に該当する先住民族は中国に存在せず、ILO 第 169 号「独立国における原住民及び種族民に関する条約」は未批准である。

なお、最大多数派の漢民族に加えて、55 の認定少数民族が存在しており、民族間の平等に基づく共存繁栄を図るため、中華人民共和国憲法下における民族区域単位の自治を法律⁵⁰で保障している。

(5) 貿易と輸送

①樹種、量、品質の分類

素材の運輸許可証には、運輸方法、路程、始点・終点といった基本情報と、樹種、質、量の詳細を記述する必要がある。これらの情報は、運輸中に検問所で確認され、齟齬がある場合には、罰金または貨物の没収処置が科される。

また、全ての物品の輸出入について、税関法は HS コードによる正確な分類を要求している。荷主または荷受人は、関税支払のためにも、正確な樹種や、規格、量の提示や、HS コードを記載した書類の提出が義務付けられており、必要に応じて物品の抜き打ち検査に応じなければならない。

特に、輸出入目録に記載された野生生物とその製品の輸出入に当たっては、税関申告をした上、輸出または輸入許可証、または種識別証を提出、それらに記載した樹種、量、港、輸送期限等に従い、輸出入を完了する必要がある⁵¹。

表 4.4.13 合法性確認に関連する書類例

名称
運輸許可証
輸出・輸入申告書
野生生物輸出入許可証

⁵⁰ 中華人民共和國民族区域自治法 (http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-09/12/content_31168.htm)

⁵¹ 野生动植物进出口证书管理办法 (http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=445636)



別枠により囲んだ箇所の英訳は、左上から順に、題名、荷主、木材産地、有効期間、樹種、製品名、量（立米数）、発行当局の印章

主な確認点：

- ・ 発行の日付は、妥当かつ正確か（特に伐採の日付より後か）
- ・ 荷主の名称は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 量は、伐採許可証に記載の伐採許可量以下か
- ・ 樹種は、伐採許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 運輸の始点は、伐採の場所と一致しているか
- ・ 運輸の終点は、買い手の供述内容と一致しているか

図 4.4.12 運輸許可証のイメージ

②貿易と輸送

森林法および実施条例によれば、同一林区内で丸太や挽材、木材チップ等の一次木材製品の取引や加工をする場合は、伐採許可証等の伐採に係る合法性を証明する書類を確認した上、県級以上の林業当局から木材経営加工許可証を取得する必要がある。

同一林区外に一次木材製品を運搬する場合は、運輸許可証と前述のとおり該当する際は植物検疫証明書を、その始点から終点まで携行することが必要となる。

運輸許可証の取得申請の際は、伐採許可証と植物検疫証明書⁵²に加え、省級または地級当局が要求するその他の関連文書を提出する必要がある。林区毎に設定した県級以上の各級林業当局が受付・発行を担当する。

なお、運輸許可証の取得・携行義務の対象となる製品範囲について、森林の生態公益機能を重視する一部の省においては、単板、合板、芯板等の二次木材製品も対象とする一方で、森林の大半を植林が占め、木材産業の発展した一部の省においては、運輸許可証そのものを要求しない場合がある。

また、輸入した一次木材製品についても、運輸許可証は原則必要であるが、輸入港から加工工場に直接輸送する場合や、輸入した二次木材製品については、その限りではない。

木材や木材製品の輸入に当たって、荷受人は輸入相手先国の発行する植物検疫証明書を提出して、検疫申告をしなければならない⁵³。

輸出においても同様に、荷主は地域当局の植物検疫証明書が必要である。

なお、前述のとおり、この運輸許可証は、運輸中に各地に設置された検問所において、携行および記述内容と貨物内容の一致が確認され、齟齬がある場合には、罰金または貨物の没収処置が科される。

しかし、この検査方法は、木材の合法性を必ずしも科学的に実証するものでないことを国家林業局は問題として認識⁵⁴しており、運輸許可証の確認を確実かつ効率的・効果的に実施するため、オンラインの国家木材輸送管理システムを構築中であり、各種申請や運用方法に近く大きな変化が見込まれる。

表 4.4.14 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
運輸許可証	同一林区内輸送時、輸入港から工場直送時等を除く
植物検疫証明書	国内輸送用と輸出用のものは異なる
木材経営加工許可証	

⁵² 植物検疫条例实施细则（林业部分）（<http://www.btly.gov.cn/web/show.asp?id=684>）

⁵³ 中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例
（<http://en.ciqcid.com/Laws/Administrative/zjzcfg/45951.htm>）

⁵⁴ 国家林业局关于规范木材运输检查监督管理有关问题的通知
（<http://www.forestry.gov.cn/portal/main/s/72/content-610448.html>）


中华人民共和国出入境检验检疫
ENTRY-EXIT INSPECTION AND QUARANTINE
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

植物检疫证书 编号 No. 147050021302084
PHYTOSANITARY CERTIFICATE

发货人名称及地址 Name and Address of Consignor		收货人名称及地址 Name and Address of Consignee	
品名 Name of Produce	FRESH MANDARIN	植物学名 Botanical Name of Plants	***
报检数量 Quantity Declared	**78237 6218	标记及号码 Mark & No.	N/A
包装种类及数量 Number and Type of Packages	**BIBY BASKETS	产地 Place of Origin	CHINA
目的地 Port of Destination		运输工具 Means of Conveyance	BY SEA
检验检疫日期 Date of Inspection	OCT 23, 2013		

兹证明上述植物、植物产品或其他检疫物已经按照规定程序进行检查和/或检验，被认为不带有输入国或地区规定的检疫性有害生物，并且基本不带有其他的有害生物，因而符合输入国或地区现行的植物检疫要求。
 This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described above have been inspected and/or tested according to appropriate procedures and are considered to be free from quarantine pests specified by the importing country/region, and practically free from other injurious pests; and that they are considered to conform with the current phytosanitary requirements of the importing country/region.

熏蒸和/或灭菌处理 DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT

日期 Date	***	药剂及浓度 Chemical and Concentration	***
处理方法 Treatment	***	持续时间及温度 Duration and Temperature	***

附加声明 ADDITIONAL DECLARATION

签发地点 Place of Issue: SHENZHEN, CHINA 签发日期 Date of Issue: OCT 23, 2013
 授权签字人 Authorized Officer: ZHANG FENG 签名 Signature: [Handwritten Signature]

主な確認点：

- ・ 申請人の名称は、営業許可証に記載のものと一致しているか
- ・ 輸出時に有効か
- ・ 製品名と樹木種の学名は正確か

図 4.4.13 植物検疫証明書（輸出用）のイメージ

③外国間貿易と振替価格操作

外資系企業がその子会社に商品・サービスを提供する場合、提供する商品・サービスと料金体系を定義した契約締結が求められる⁵⁵。その取引により発生する収入は、所得税および操業税の計算基準に含まれる。事業投資費用とその損失についても同様であり、子会社と分担することはできない。相対取引価格を原則とし、税務局は不当に低額な取引を発見した場合は、適切な徴税を目的として、取引価格を引き上げる権限を有する。

ただし、中国において、親会社と子会社の関係性や、その労働力や無形財の取引を監

⁵⁵ 国家税务总局关于外商投资性公司对其子公司提供服务有关税务处理问题的通知 (http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=42261)